

入札物件調書

物件調書は、入札希望者が物件の現況等を確認される上での参考資料です。

入札の前に、必ず現地の状況及び諸規制を御確認ください。

開発等（建築を含む）に当たっては、物件調書に記載の事項以外にも都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は各関係機関に御確認ください。

物件は、現状引渡しとなります。

- ※ マンション等大規模な住宅を建築する際など、市町村教育委員会の判断で、物件調書記載の学校とは異なる学区となることがあります。
- ※ 本案内書に掲載されている案内図、明細図、現況図及び建築図面等については、図面等に記載の縮尺と異なる場合があります。

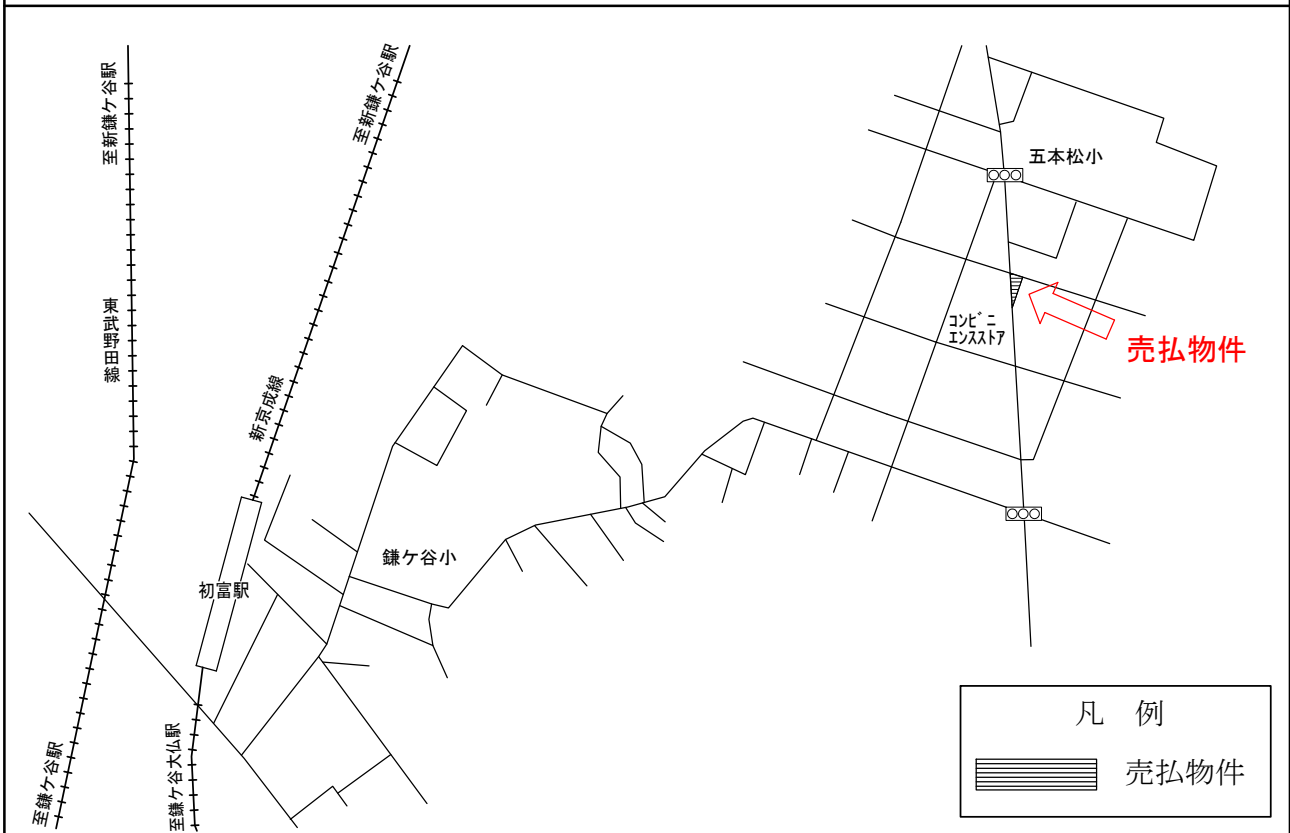
物件調書

物件番号	1			権利	所有権
所在地	千葉県鎌ヶ谷市南初富二丁目 924 番 451、同番 453			地目	宅地
住居表示	鎌ヶ谷市南初富 2 - 10 街区			形状	明細図のとおり
面積	(実測面積) 69.55 m ²		(登記地積) 69.55 m ²		
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約 3.6m の舗装市道、西側で幅員約 18.0m の舗装市道に接面している。				
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	市街化区域		用途地域	第二種住居地域
	建ぺい率	60%		容積率	200%
	その他の制限	建築基準法 22 条区域、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制(一) 第1種高度地区			
所有権を制限する権利設定	なし				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	有	負担の内容	北側道路の道路中心から 2.0m 後退	
供給施設の整備状況	供給施設		事業所名		電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー(株)		0120-995-001
	上水道	可	千葉県企業局県水お客様センター		043-310-0321
	下水道	可	鎌ヶ谷市都市建設部下水道課		047-445-1483
	ガス	可	京葉ガス(株)お客様コンタクトセンター		047-361-0211
交通機関(現地まで)	鉄道	新京成線 初富駅の東方 約 1.0 km 徒歩 13 分			
	バス				
公共施設(現地から)	市役所	鎌ヶ谷市役所		西方 約 1.1 km	
	小学校	鎌ヶ谷市立五本松小学校		北方 約 0.2 km	
	中学校	鎌ヶ谷市立第五中学校		東方 約 1.7 km	
参考事項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)					
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、実測面積による売買である。 ・不動産登記記録上の地積は、924 番 451 が 61.48 m²、924 番 453 が 8.07 m²である。 ・本地内は、概ね平坦である。 ・本地は、東側隣接地より最大約 0.6m低くなっている。 					

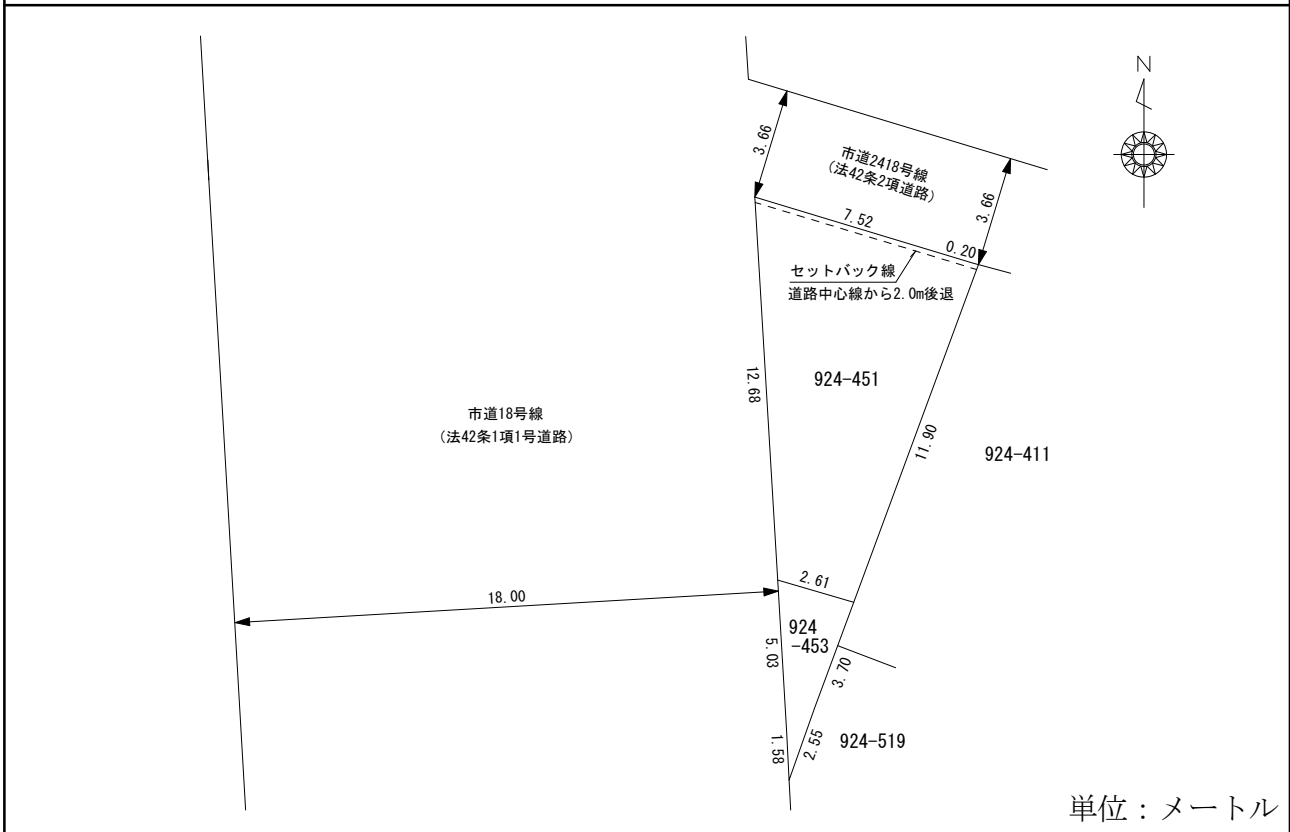
- ・本地内の北側および西側には、高さ約 1.1m の単木針金結び柵を設置している。
- ・本地の東側(隣接地 924-411)には、高さ約 0.3m ~ 0.4m のコンクリートブロック及び高さ約 1.8m のブロックフェンスが設置されている。
- ・本地の南東側(隣接地 924-519)には、高さ約 2.4m のブロックフェンスが隣地内に設置されているが、そのブロックフェンスの一部が本地内へ越境している。
- ・本地の北側(市道 2418 号線)には、コンクリート縁石が市道内に設置されているが、そのコンクリート縁石の一部が本地内へ越境している。
- ・本地内の北側の道路沿いでは、電線が上空を通過している。
- ・本地内は、全面アスファルト敷になっている。
- ・本地の西側市道の歩道部分には、L 型側溝、植樹帯、東京電力パワーグリッド(株)所有の電柱(1 本)が設置されている。
- ・本地西側道路上歩道には角切り部分を除き、L 型側溝、植樹帯が整備されているため、車の進入口がない。歩道の切り下げについては、設置管理者と協議する必要がある。詳細については、鎌ヶ谷市都市建設部道路河川管理課(TEL047-445-1454)へ確認すること。
- ・本地は、景観法による景観計画区域に立地する。一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく鎌ヶ谷市への届出が必要となる。詳細については、鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課都市政策室(TEL047-445-1422)へ確認すること。
- ・本地は、下総飛行場周辺における航空法の高さ制限の区域に立地する。建築物や工作物の建築等を行う場合は、海上自衛隊下総航空基地隊管理隊施設専門官(TEL04-7191-2321 内線 2446)へ確認すること。
- ・本地において、アパートや寄宿舍等の集合住宅の建築等を行う場合は、その規模により『鎌ヶ谷市小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導要綱』に基づく必要があるため、鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課(TEL047-445-1466)へ確認すること。
- ・本地の北側の市道は幅員 4 m 未満であり、建築基準法第 4 2 条第 2 項道路である。本地は道路中心線から 2 m セットバックが必要である。
- ・本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。
- ・本地において、土壤汚染調査は実施していない。
- ・本地の北側及び西側道路には、上下水道管、雨水管及び都市ガス管が配管されているため、本地内への引き込みは可能である。ただし、西側道路の下水道管から引き込みを行う場合は掘削工事が必要となる。
- ・法務局に保管されている建物の閉鎖登記簿によると、本地内 924-451 には軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建(種類:居宅)延べ床面積 84.66 m²、924-453 には木造スレート葺平家建(種類:居宅)延床 49.57 m²の建物が建っていたことが確認できるが、県では建築図面及び解体図面等を有していないため、埋設物の残置状況は不明である。
- ・本地は、鎌ヶ谷市洪水ハザードマップによる浸水が予想される区域(水の深さが 1.0m ~ 2.0m の区域)に含まれている。詳細については、鎌ヶ谷市役所安全対策課(TEL047-445-1278)へ確認すること。
- ・本物件は、上記のとおり工作物等が設置されているが、本調書記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡とする。
- ・図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。
- ・土地の開発等(建築を含む。)に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

物件番号	1
------	---

案内図



明細図



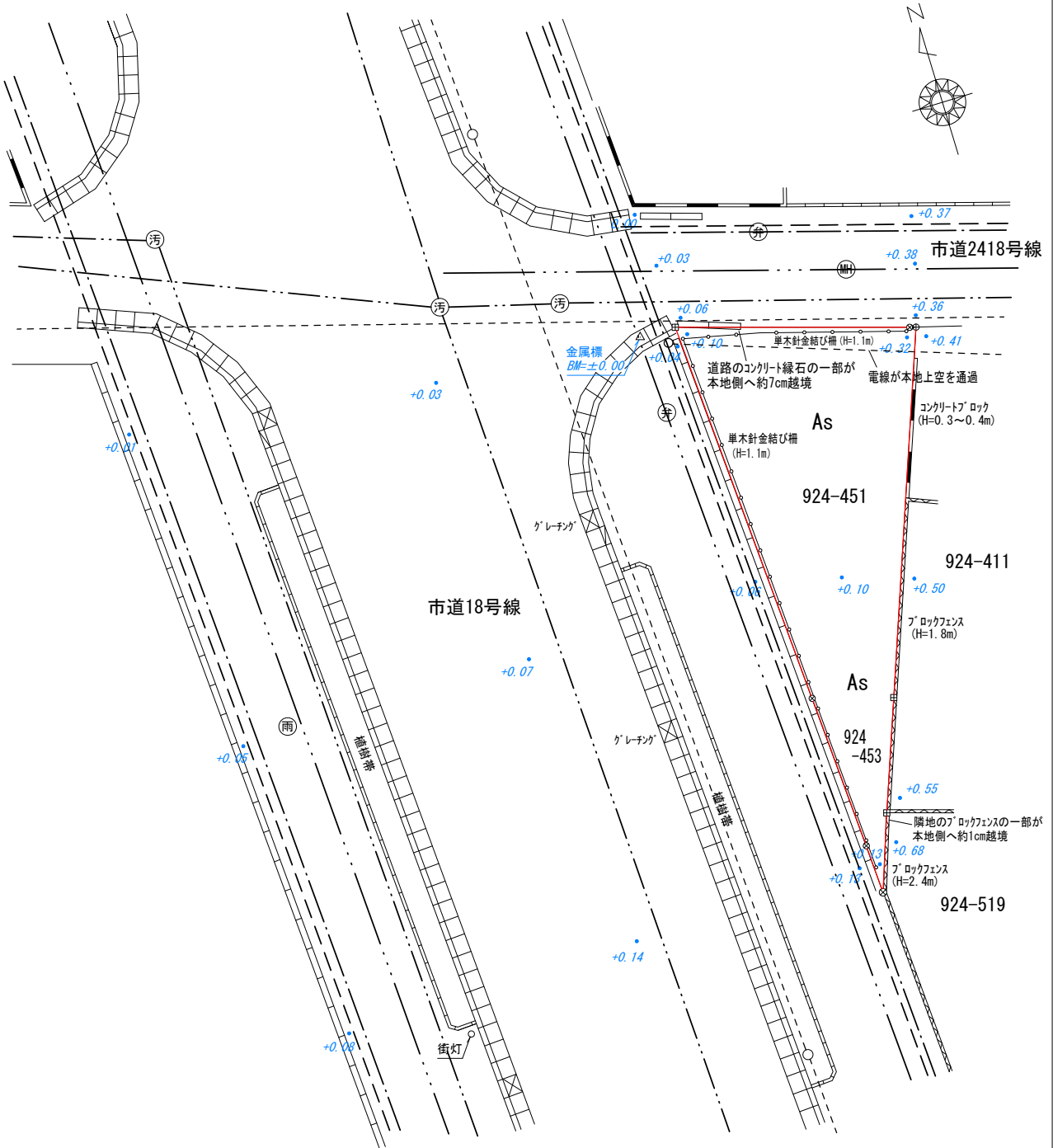
単位：メートル

現況図

縮尺1/200

所在

千葉県鎌ヶ谷市南初富二丁目924番451、同番453



境界標の種類	
田	コンクリート杭
⊗	金属標
⊕	金属板
△	基準点

構造物凡例			
As	アスファルト	— — —	上水道管
— — —	コンクリートブロック	— · — · —	下水道管
— — —	ブロックフェンス	— · · — ·	雨水管
— — —	コンクリート縁石	— — —	都市ガス管
— — —	L型側溝	Ⓡ	雨水マンホール
— — —	単木針金結び柵	Ⓢ	汚水マンホール
— — —	電柱・電線	Ⓜ	マンホール (未分類)
— — —		Ⓩ	仕切弁

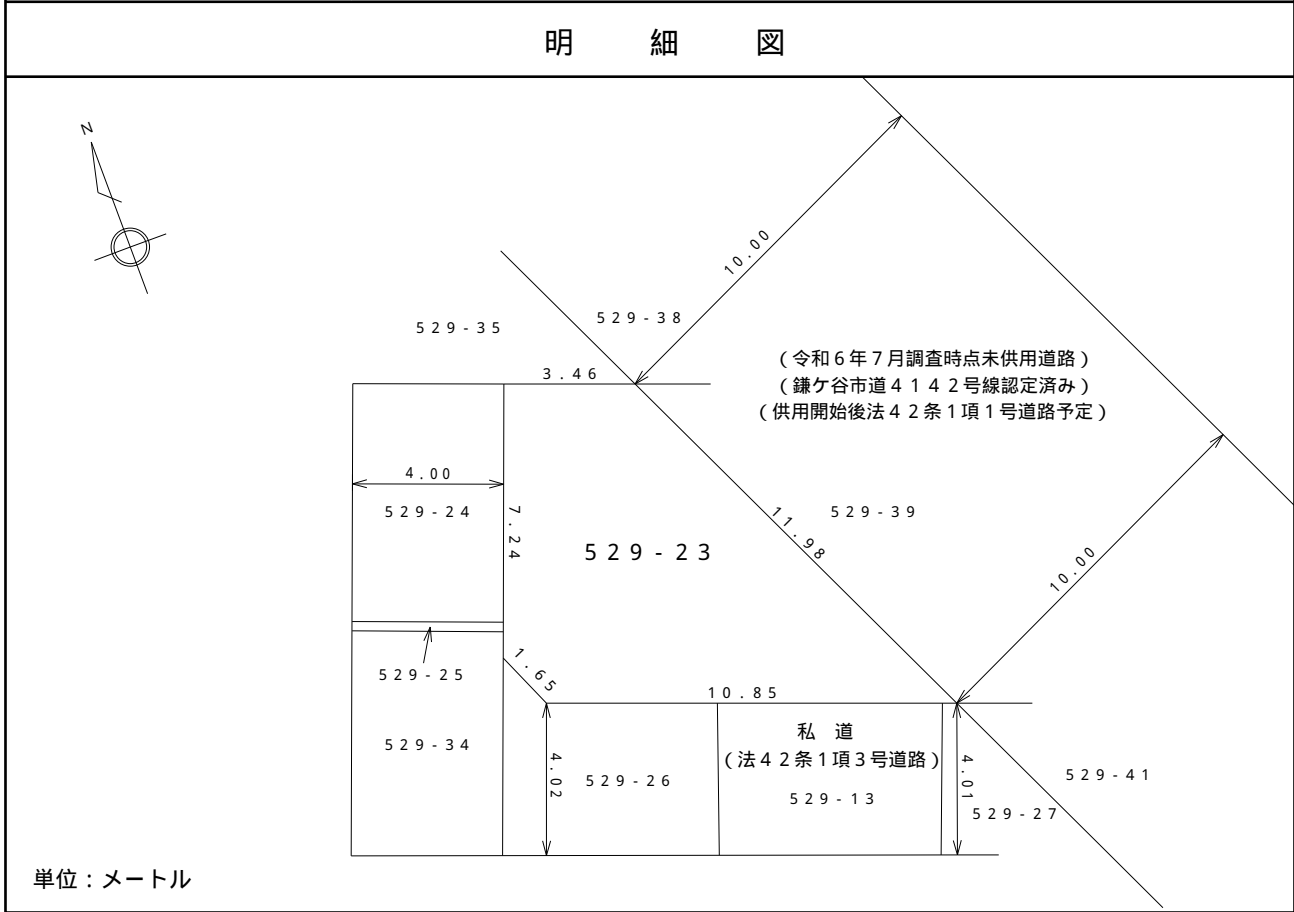
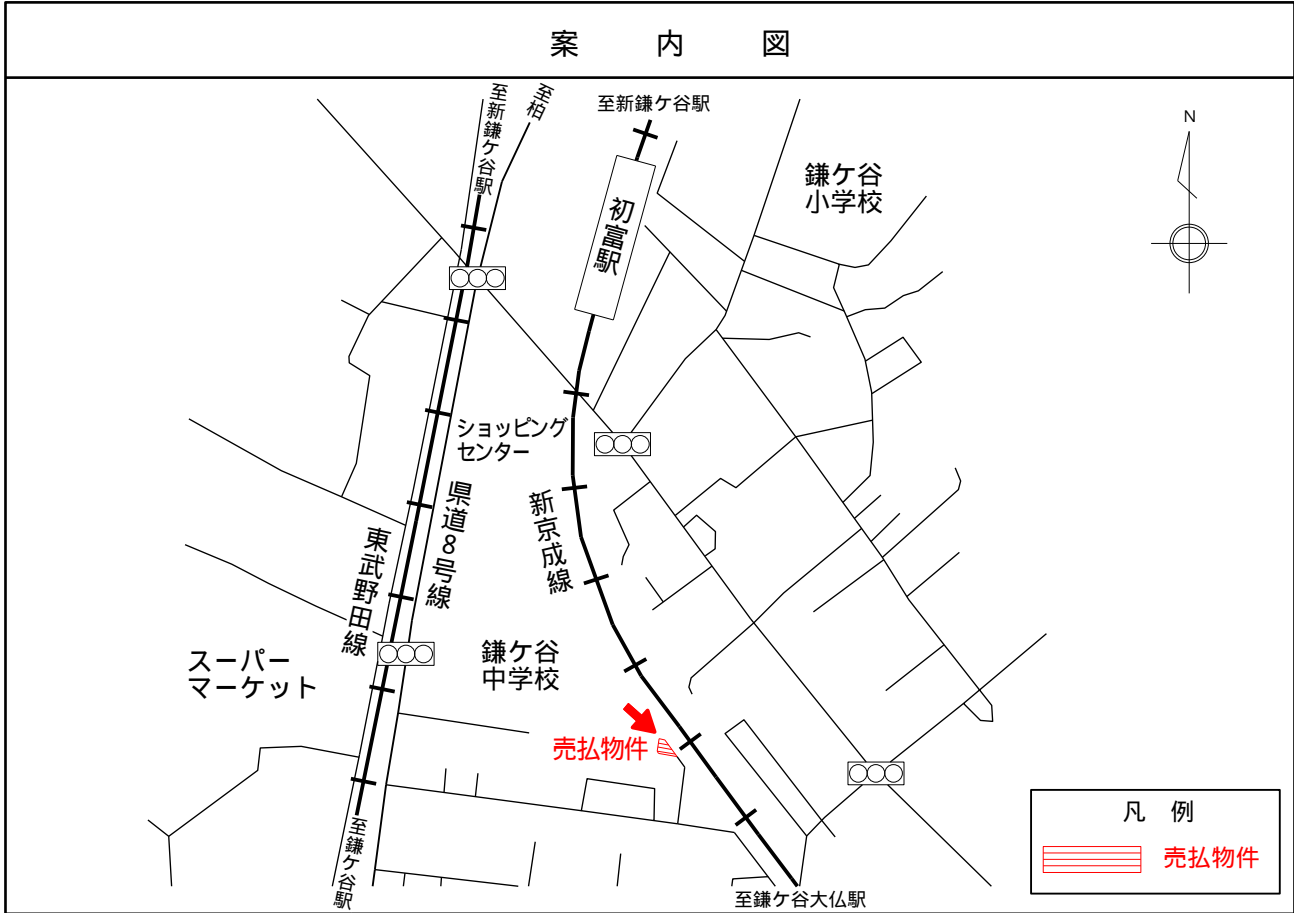
※上水・下水・雨水・ガスの地下埋設状況は、各管理者管理図面を参考に作成しているため、現況と異なる場合があります。

物 件 調 書

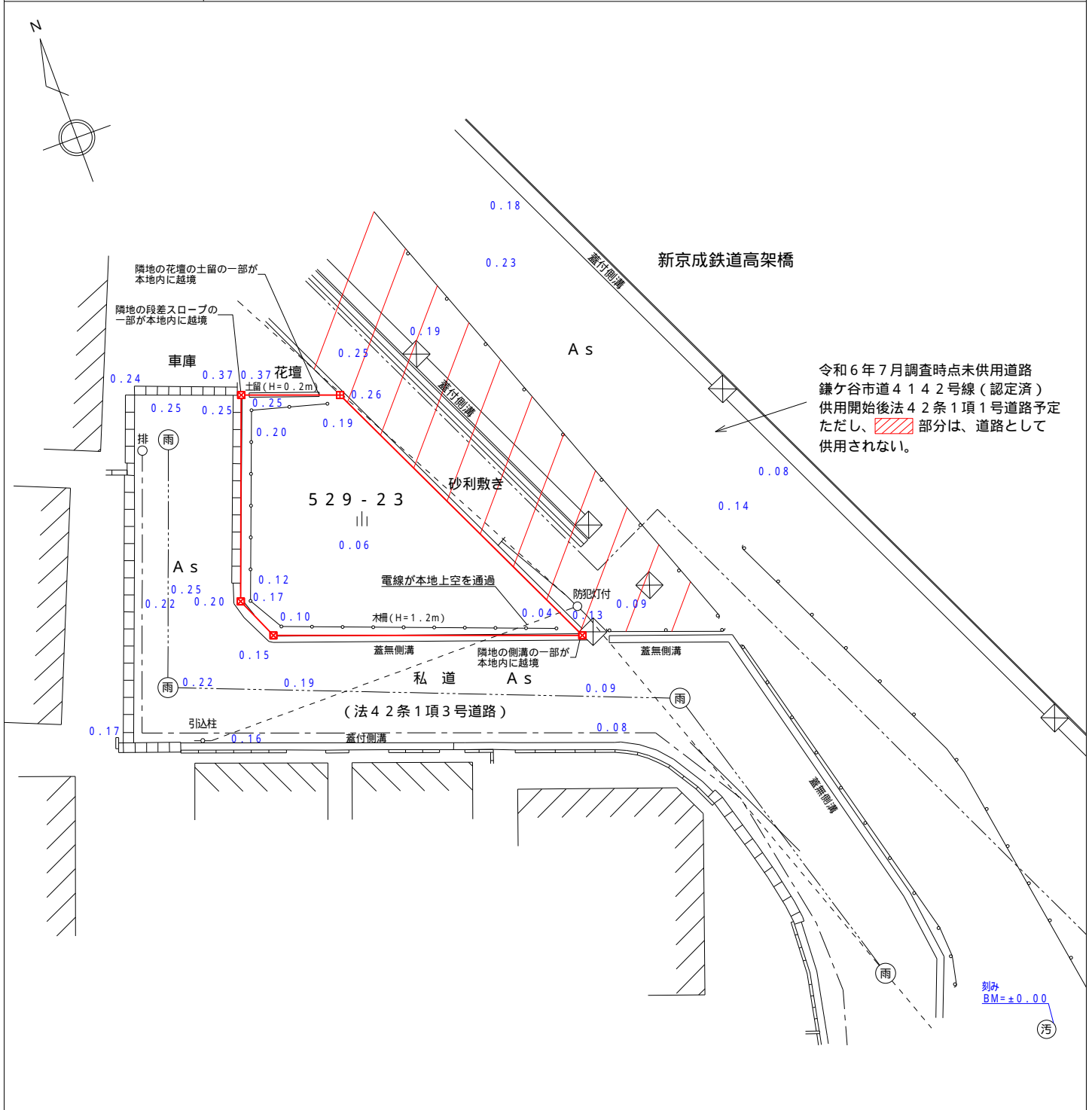
物 件 番 号		2		権 利		所 有 権			
所 在 地		千葉県鎌ヶ谷市富岡一丁目529番23		地 目		宅地			
住 居 表 示				形 状		明細図のとおり			
面 積		(実測面積) 64.61 m ²		(登記地積) 64.61 m ²					
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		・南側及び西側で幅員約4.0mの舗装私道(建築基準法第42条1項3号道路)に 接面している。							
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限		区域区分		市街化区域		用途地域			
		建ぺい率		60%		容積率			
		その他の制限		建築基準法第22条区域、第二種高度地区、道路斜線制限、隣地斜 線制限、日影規制(一)					
所有権を制限する権利設定		なし							
私道の負担等 に関する事項		私道負担の有無		無		負担の内容			
		道路後退の有無		無		負担の内容			
供 給 施 設 の 整 備 状 況		供給施設		事業所名		電話番号			
		電 気		可		東京電力カスタマーセンター		0120-995-001	
		上 水 道		可		千葉県水道局県水お客様センター		043-310-0321	
		下 水 道		無					
交 通 機 関 (現地まで)		鉄 道		新京成線 初富駅の南方0.9km 徒歩12分					
		バ ス							
公 共 施 設 (現地から)		市 役 所		鎌ヶ谷市役所		北方 約1.3km			
		小 学 校		鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷小学校		北方 約0.8km			
		中 学 校		鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校		北方 約0.5km			
参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)									
・本物件は、実測面積による売買である。									
・本地の南側及び西側で接面している舗装私道(建築基準法第42条第1項第3号道路)は、本地の 北西側で行き止まりとなっている。									
また、舗装私道は複数の筆から成り、私道周辺の宅地の所有者等が各筆をそれぞれ所有している。									
・本地は当該私道敷地を含んでいないため、私道の利用にあたっては買受け希望者が自ら土地所有 者との調整を行うこと。									

<ul style="list-style-type: none"> ・本地の東側は、鎌ヶ谷市道4142号線予定地であり、供用開始後は建築基準法第42条1項1号道路となる。ただし、市道4142号線予定地のうち、本地の東側に設置されているガードレールと本地の間の部分は当面の間は道路として供用されず、ガードレールも撤去しない予定である。
<ul style="list-style-type: none"> ・市道4142号線は車両の通行は不可能であるため、車両進入防止のガードレール等が設置される。
<ul style="list-style-type: none"> ・市道4142号線にかかる詳細については、鎌ヶ谷市都市建設部道路河川整備課（TEL047-445-1435）へ確認すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内は、概ね平坦であり、全面防草シート敷きとなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地は周囲の各隣接地より、約0.1m低くなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の北側、西側及び南側の外周には高さ約1.2mの木柵を設置している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の北側では、隣接地（529番35）の花壇の土留の一部が本地内に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の北西側では、隣接地（529番24）の段差スロープの一部が本地内に越境している。このことについては、隣接地権者と越境の覚書を締結済である。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の南東側では、隣接地（529番27、529番13、529番26）の側溝の一部が本地内に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の南東側道路沿いでは、電線が上空を通過している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の東側（道路予定地）には東京電力エナジーパートナー（株）所有の電柱1本及び支線1本設置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の東側道路予定地には都市ガスが配管されており、本地内への引込みは可能である。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の西側及び南側の道路には、上水道が配管されており、本地内への引込みは可能である。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地は、公共下水道が未整備のため、浄化槽を設置して下水道（雨水管）に放流する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道（雨水管）は、西側及び南側道路に私設管が配管されているが、放流する場合は南初富排水組合の同意が必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・私道の掘削工事については土地所有者の同意が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道本管（污水管）を約23m延長し引込みを行うことが可能である。引込み工事が必要な場合には、鎌ヶ谷市都市建設部下水道課（TEL047-445-1483）へ事前に協議すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に保管されている建物の閉鎖登記簿によると、本地内には、木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建の建物（種類：居宅、延床面積68.44㎡）が建っていたことが確認できるが、県では建築図面及び解体図面等を有していないため、埋設物の残置状況は不明である。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地は、指定容積率200%の地域に位置するが、前面道路による基準容積率は200%未満（最低160%）となる。

<p>・ 本地は、景観法による景観計画区域に立地する。一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく鎌ヶ谷市への届出が必要になる。詳細については、鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課都市政策室（TEL047-445-1422）へ確認すること。</p>
<p>・ 本地は、下総飛行場周辺における航空法の高さ制限区域外であるとのことだが、詳細については海上自衛隊下総航空基地隊管理隊施設専門官（TEL04-7191-2321 内線 2446）へ確認すること。</p>
<p>・ 本地において、アパートや寄宿舍等の集合住宅の建築等を行う場合は、その規模により『鎌ヶ谷市小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導要綱』に基づく必要があるため、鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課（TEL047-445-1466）へ確認すること。</p>
<p>・ 本地は、鎌ヶ谷市水害ハザードマップによる浸水想定区域（水の深さが0.5m未満の区域）に含まれている。詳細については、鎌ヶ谷市役所市民生活部安全対策課防災係（TEL047-445-1278）へ確認すること。</p>
<p>・ 本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。</p>
<p>・ 本地において、土壌汚染調査は実施していない。</p>
<p>・ 本物件は、本調書記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡とする。</p>
<p>・ 図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。</p>
<p>・ 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。</p>



現況図	縮尺 1 / 200
所在	千葉県鎌ヶ谷市富岡一丁目529番23



令和6年7月調査時点未供用道路
 鎌ヶ谷市道4142号線(認定済)
 供用開始後法42条1項1号道路予定
 ただし、斜線部分は、道路として
 供用されない。

「上下水道、ガス管等の地下埋設状況につきましては各管理者所管の管理図面を基に作成しているため現況と異なる場合があります。」

境界標の種類	
	コンクリート杭
	金属標

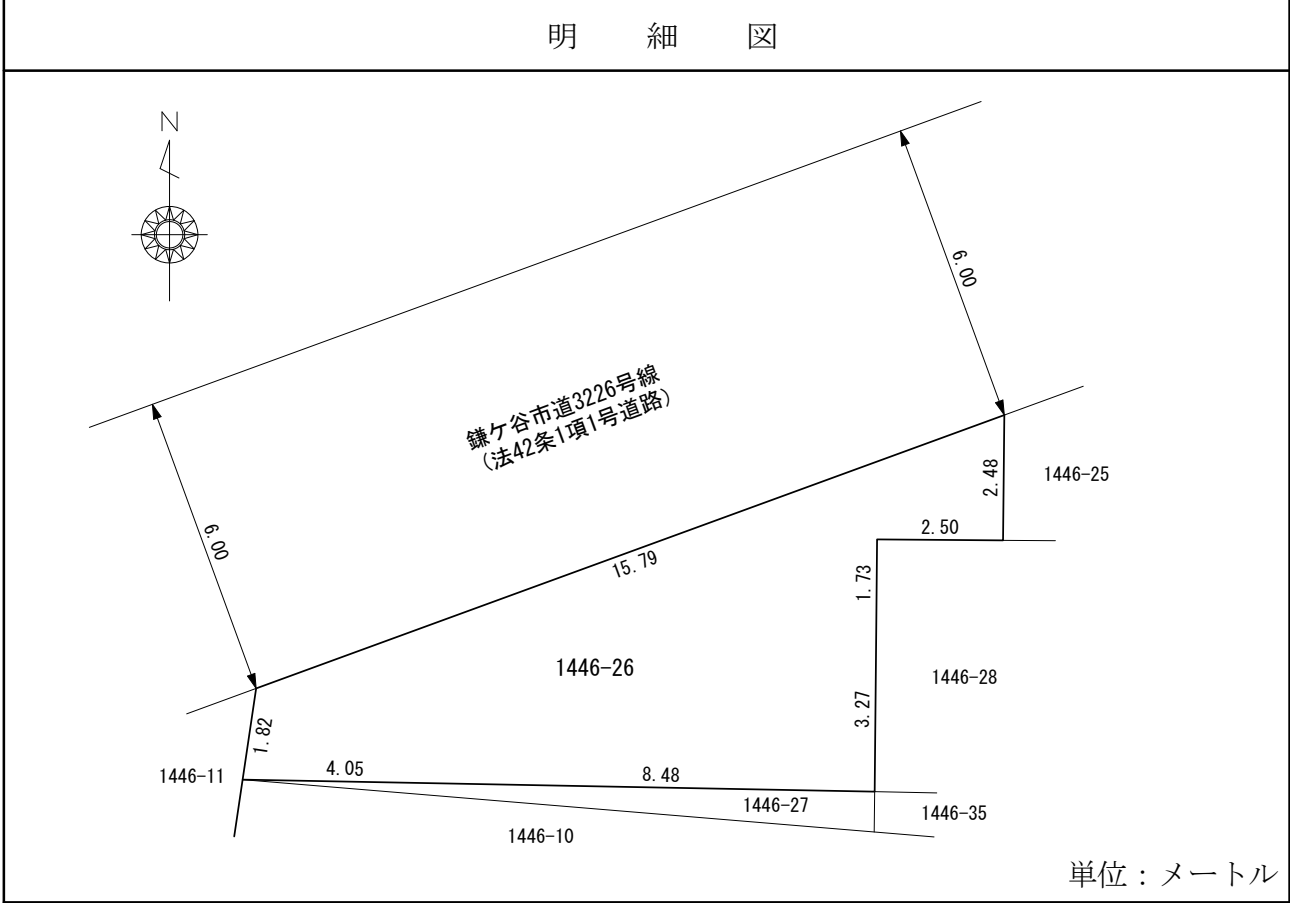
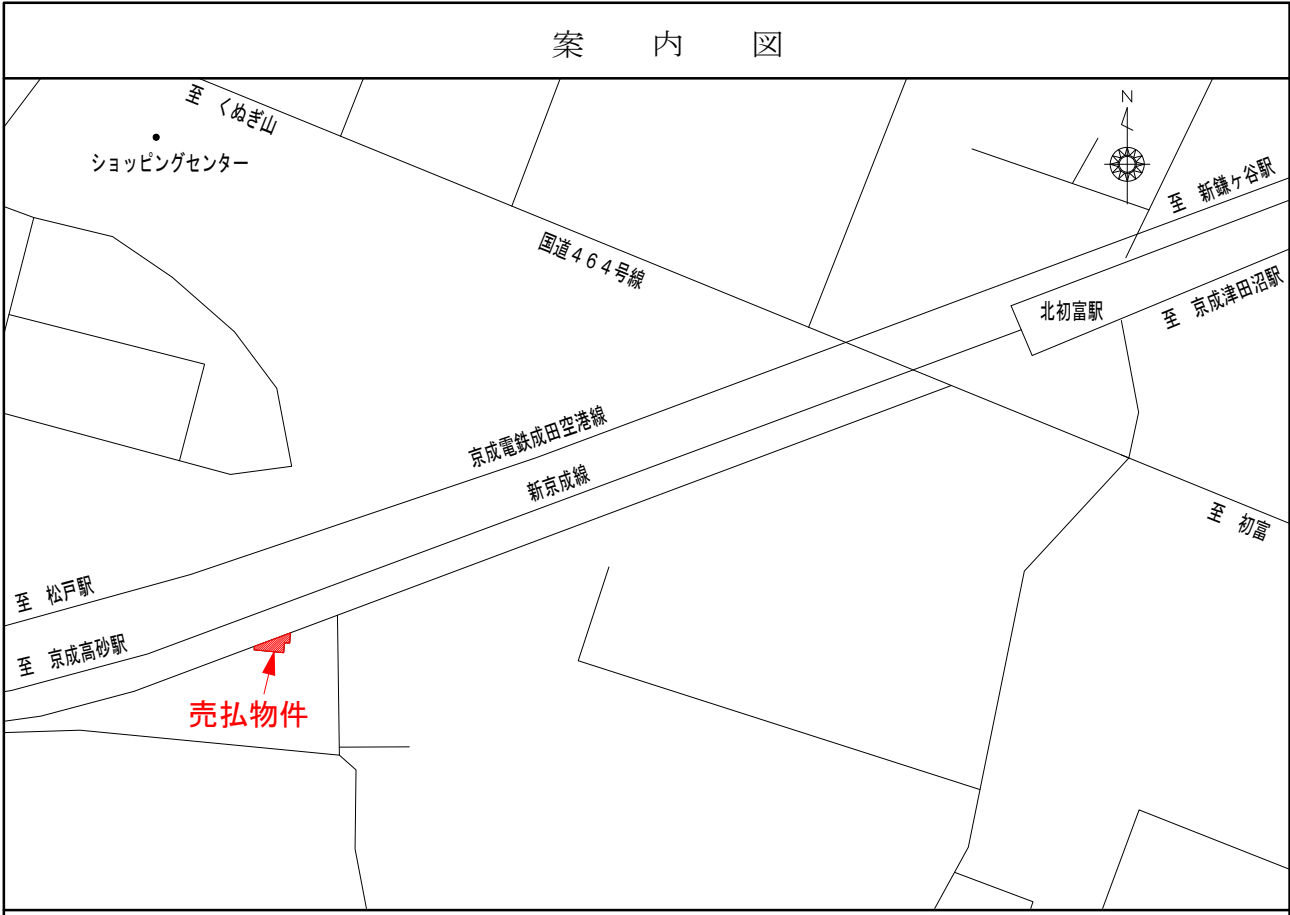
構造物凡例			
As	アスファルト	---	上水道管
	ブロックフェンス	----	雨水道管
	縁石	----	電線
	ガードレール	----	都市ガス管
	木柵	(雨)	雨水マンホール(私設管) (南初富排水組合管理)
	段差スロープ付き側溝	(汚)	汚水マンホール (鎌ヶ谷市管理)
	建物	(排)	排水樹
	防草シート	○-○	電柱・支線
	集水樹		

物 件 調 書

物件番号		3		権 利	所 有 権
所在地	千葉県 鎌ヶ谷市北中沢一丁目1446番26			地 目	山林
住居表示	千葉県鎌ヶ谷市北中沢一丁目13番街区			形 状	明細図のとおり
面 積	(実測面積) 56.66㎡		(登記地積) 56㎡		
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約6.00mの舗装市道に接面している				
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	市街化区域		用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%		容積率	200%
	その他の制限	建築基準法22条区域、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制(二) 第2種高度地区			
所有権を制限する権利設定		なし			
私道の負担等 に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給施設の 整備状況	供給施設		事業所名		電話番号
	電 気	無	東京電力パワーグリッド(株)		0120-995-007
	上 水 道	無	千葉県企業局船橋水道事務所		047-433-5144
	下 水 道	可	鎌ヶ谷市都市建設部下水道課		047-445-1483
	ガ ス	可	京葉ガス(株)お客様コンタクトセンター		047-361-0211
交通機関 (現地まで)	鉄 道	新京成線 北初富駅の西南西方 約0.4km 徒歩約5分			
	バ ス				
公共施設 (現地から)	市 役 所	鎌ヶ谷市役所		東方	約1.5km
	小 学 校	鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷小学校		東南東方	約1.6km
	中 学 校	鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校		南東方	約1.4km
参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)					
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、実測面積による売買である。 ・本地内は、概ね平坦である。 ・本地は南側隣接地より約0.1~0.2m低くなっている。 					

- ・ 本地の北側の前面道路には防犯灯が設置されている。
 - ・ 本地内の南側に高さ約 1.2m の単木針金結び柵を設置している。
 - ・ 本地内の東側の一部には高さ約 1.0m のロープ柵を設置している。
 - ・ 本地の南側（隣接地 1446-10 及び 1446-27）には高さ約 1.3～1.4m コンクリートブロックが設置されている。コンクリートブロックはその一部が本地内へ越境している。このことについては、隣接地権者と越境の覚書を締結済である。
 - ・ 本地内は草地である。南東側に県所有の防草シートを敷いている。
-
- ・ 本地の北側道路には都市ガス管及び下水道管が配管されており、本地内への引込みは可能である。
 - ・ 本地の北側道路には東京電力の電柱はない。設置については東京電力パワーグリッド株式会社の「供給事前協議申込WEB受付サービス」へ事前協議すること（TEL0120-995-007）。
 - ・ 上水管は未整備であるが、約 21m 本管を延長し引き込むことは可能である。
 - ・ 雨水管は未整備だが前面に側溝が整備されており、雨水浸透柵を介して側溝に流すことは可能である。
 - ・ 本地北側道路と歩道の間には段差のあるコンクリート縁石が整備されているため、車の進入口がない。コンクリート縁石の切り下げについては、設置管理者と協議する必要がある。詳細については、鎌ヶ谷市都市建設部道路河川管理課（TEL047-445-1454）へ確認すること。
-
- ・ 本地は、景観法による景観計画区域に立地する。一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく鎌ヶ谷市への届出が必要となる。詳細については、鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課都市政策室（TEL047-445-1422）へ確認すること。
 - ・ 本地は、下総飛行場周辺における航空法の高さ制限の区域に立地する。建築物や工作物の建築等を行う場合は、海上自衛隊下総航空基地隊管理隊施設専門官（TEL04-7191-2321 内線 2446）へ確認すること。
 - ・ 本地において、アパートや寄宿舍等の集合住宅の建築等を行う場合は、その規模により『鎌ヶ谷市小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導要綱』に基づく必要があるため、鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課（TEL047-445-1466）へ確認すること。
 - ・ 本地の一部は、鎌ヶ谷市水害ハザードマップによる浸水が予想される区域に立地する。詳細については鎌ヶ谷市安全対策課（047-445-1278）へ確認すること。
-
- ・ 本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。
 - ・ 本地において、土壌汚染調査は実施していない。
-
- ・ 本物件は、上記のとおり工作物等が設置されているが、本調書記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡とする。
 - ・ 図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。
 - ・ 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

物件番号	3
------	---

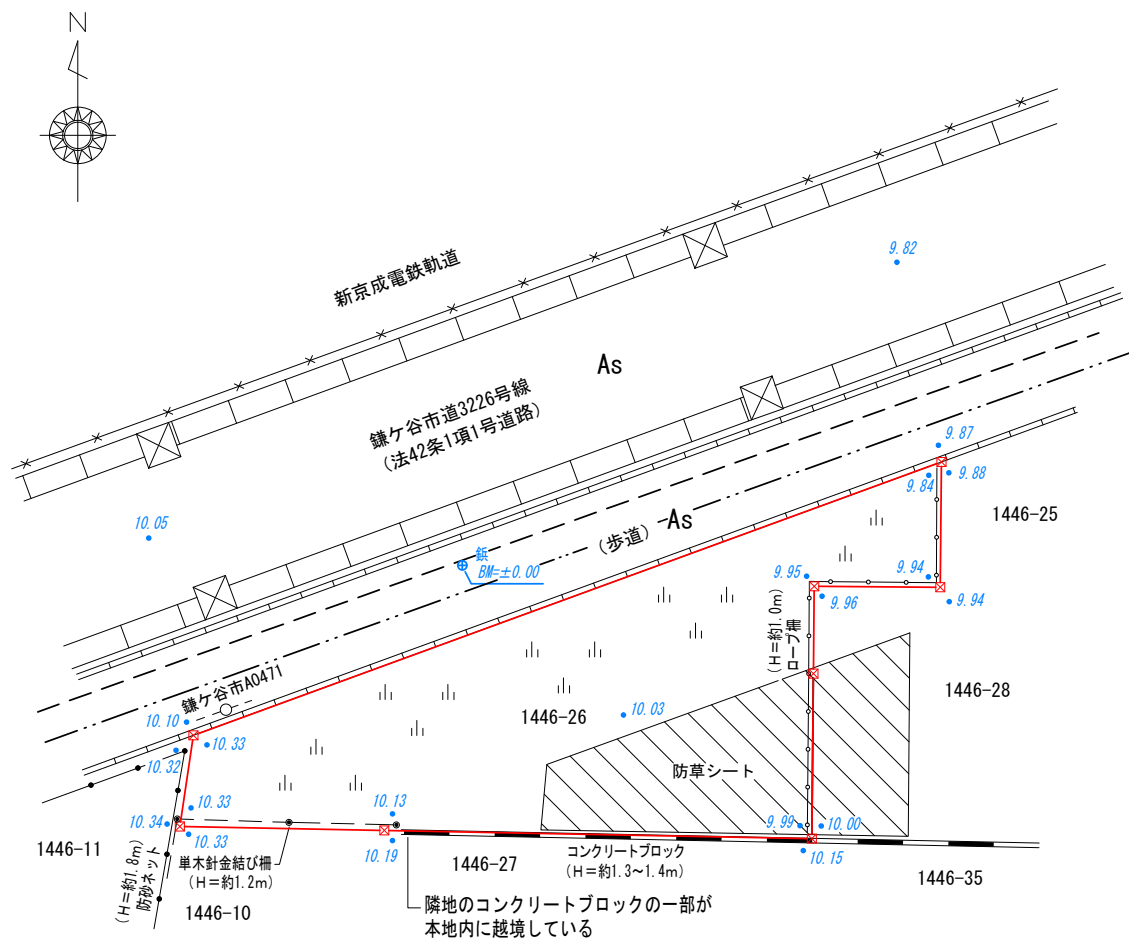


現況図

縮尺1/150

所在

千葉県鎌ヶ谷市北中沢一丁目1446番26



境界標の種類	
	コンクリート杭

※下水、雨水、ガスの地下埋設状況は、各管理者図面を参考に作成しているため、現況と異なる場合があります。

構造物凡例			
	コンクリートブロック		防犯灯
	防砂ネット		下水道管
	ロープ柵		都市ガス管
	フェンス	As	アスファルト
	単木針金結び柵		
	コンクリート縁石		
	蓋付側溝		
	集水樹		

物 件 調 書

物 件 番 号		4		権 利		所 有 権	
所 在 地	千葉県野田市野田字谷端409番7			地 目	宅地		
居 表 示				形 状	明細図のとおり		
面 積	(実測面積) 322.39 m ²		(登記地積) 322.39 m ²				
接 面 道 路 の 幅員及び構造	南側で幅員約3.6mの舗装市道(建築基準法第42条第2項道路)に、西側で幅員約1.8mの舗装市道(建築基準法第42条第2項道路)に接面している。						
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	市街化区域		用途地域	第一種住居地域		
	建ぺい率	60%		容積率	200%		
	その他の制限	日影規制(二)、道路斜線制限、隣地斜線制限、建築基準法22条区域					
所有権を制限する権利設定			なし				
私道の負担等 に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容				
	道路後退の有無	有	負担の内容		西側及び南側道路中心から2m後退		
供給施設の 整備状況	供給施設		事業所名			電話番号	
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター千葉(千葉第二)			0120-99-5555	
	上 水 道	可	野田市水道部お客様センター			04-7122-5959	
	下 水 道	可	野田市建設局土木部下水道課			04-7199-4353	
	ガ ス	可	野田ガス(株)営業担当			04-7125-0101	
交 通 機 関 (現地まで)	鉄 道	東武野田線 野田市駅の北西方 約0.6km、徒歩8分					
	バ ス						
公 共 施 設 (現地から)	市 役 所	野田市中央出張所			西 方 約 0.8km		
	小 学 校	市立中央小学校			北 西 方 約 0.4km		
	中 学 校	市立第二中学校			南 東 方 約 1.1km		
参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)							
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、実測面積による売買である。 ・本地はほぼ平坦地であるが、本地の南側は隣接地より0.1m、東側は隣接地より0.3m低くなっている。 ・本地内の北側、西側及び南側の外周沿いには高さ約1.1~1.2mの木柵(番線)を設置している。 ・本地の東側には、隣接地に高さ約1.9mのブロックフェンスが設置されている。 							

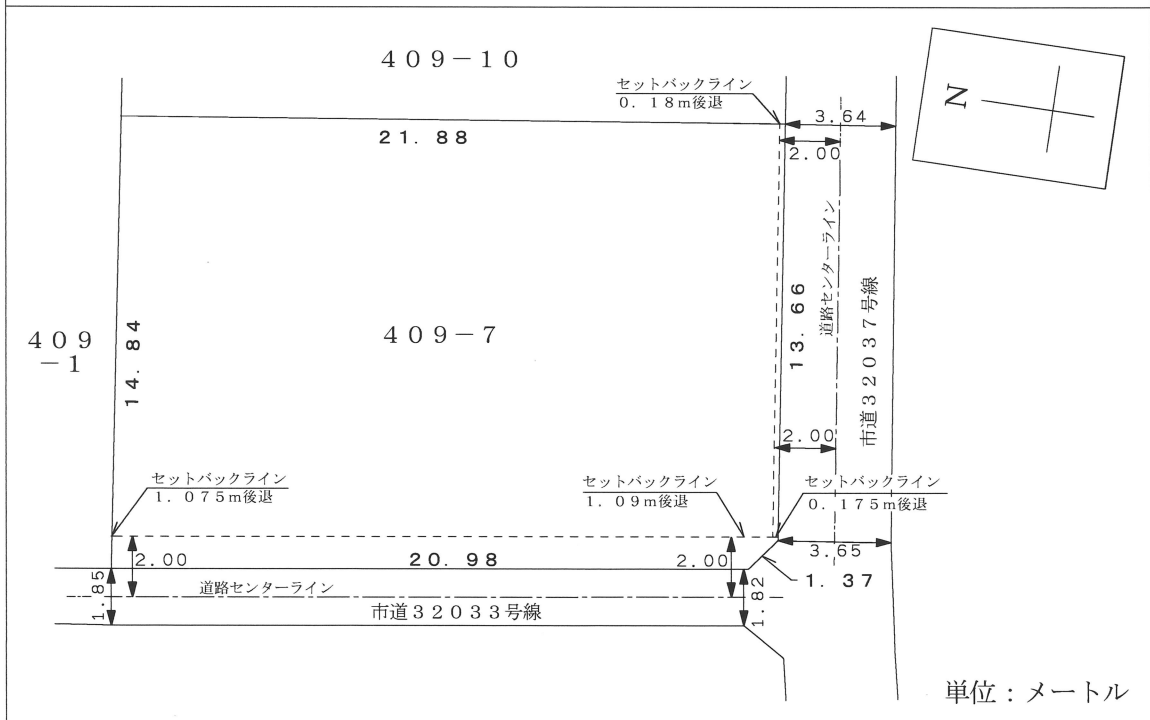
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地の北西端には、東京電力パワーグリッド(株)所有の電柱が1本、南西端にはN T T東日本(株)所有の電信柱が1本設置されており、電信柱には野田市所有の防犯灯が設置されている。 ・ 本地内の西側道路沿いでは、電線が上空を通過している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地の西側道路のセットバック部分の一部ではアスファルト敷となっている個所を除き、草地となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地内には、上水道、下水道及び都市ガスが引込済である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地には、木造瓦葺平家建の居宅（床面積66.24㎡）があったが、すでに解体撤去済である。なお、建築図面及び解体工事図面等の所在が不明のため、地下埋設物の一部が地中に残地されている可能性がある。また、本地の木柵（番線）の内側の草地は防草シートが張られ、地表の様子が確認できない。 ・ 平成25年に前面道路の上水道の本管が50mm管から75mm管に更新されたとき、引込管の位置が変更された。その際、本管から切り離された古い止水管が残置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地が接面する2本の市道はいずれも幅員4m未満であり、建築基準法第42条第2項道路である。道路の南側、西側の対向地はともにセットバック済みであるが、本地は道路中心線から2mセットバックが必要である。 ・ 本地は、指定容積率200%の地域に位置するが、前面道路のみなし幅員4mが適用され、基準容積率は160%となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地は、野田市洪水ハザードマップによると、河川が氾濫した場合の最大浸水深3m～5mの区域に含まれている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。 ・ 本地において、土壤汚染調査は実施していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件は、上記のとおり工作物等が設置されているが、本調書記載の有無にかかわらず、すべて現状有姿による引き渡しとする。 ・ 図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。 ・ 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法、各法律及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

物件番号	4
------	---

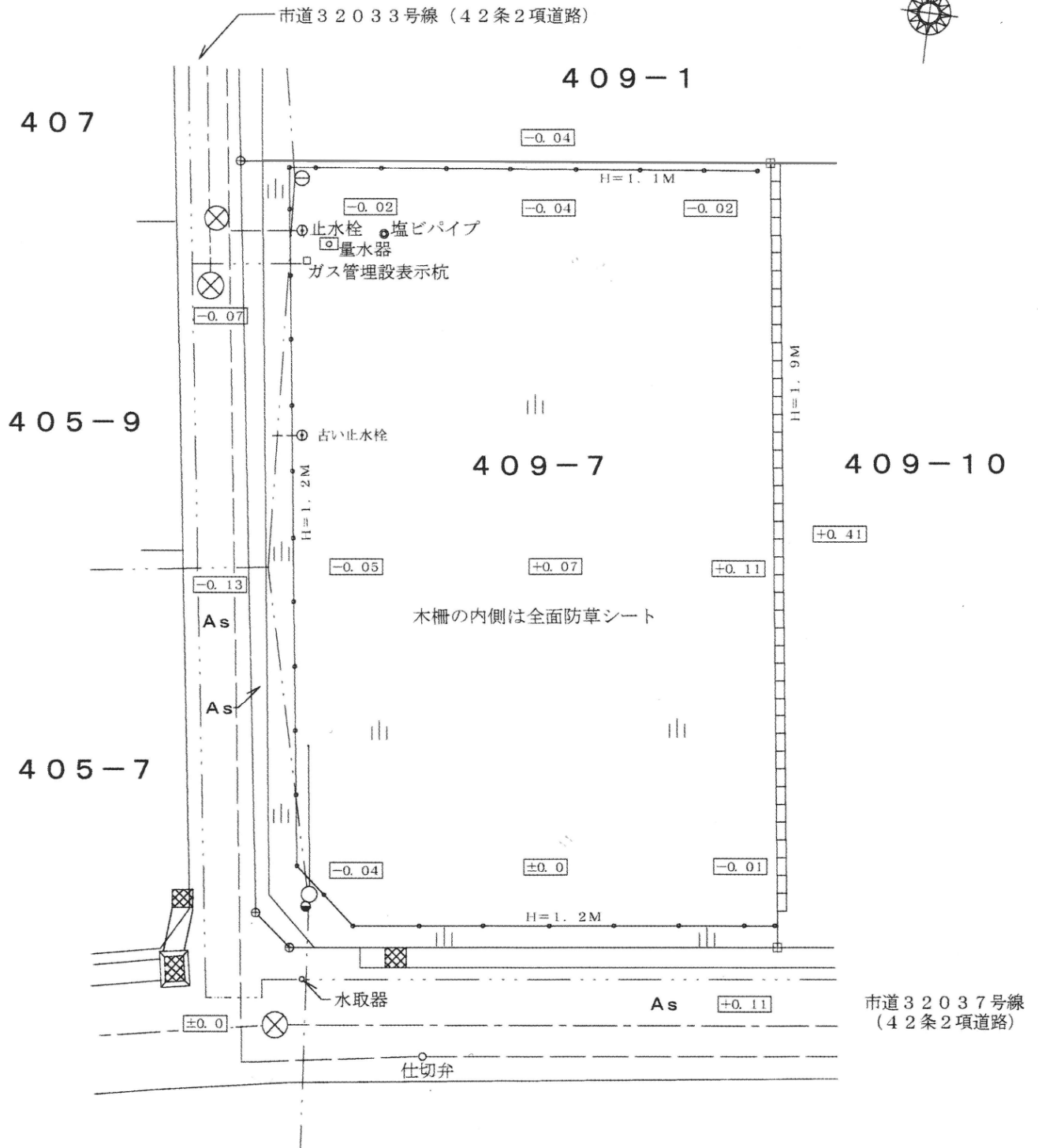
案 内 図



明 細 図



現況図	S = 1 / 200
所在	野田市野田字谷端409番7



構造物等凡例

As	アスファルト		蓋付U字溝		木柵 (番線)
	草地・防草シート		グレーチング		電線・電話線
	マンホール		電信柱・支線		上水道
	集水樹		電柱		下水管
	防犯灯		境界標 コンクリート杭		ガス管
			境界標 市プレート		ブロックフェンス

物 件 調 書

物 件 番 号		5		権 利		所 有 権	
所 在 地	千葉県松戸市小金原八丁目13番2			地 目	山林		
住 居 表 示	同上			形 状	明細図のとおり		
面 積	(実測面積) 2284.19 m ²		(登記地積) 2284 m ²				
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	西側で幅員約32.5m、東側で幅員約6.0m、南側で幅員約6.0mの舗装市道に接面している。						
都市計画法・ 建築基準法に基 づく制限	区域区分	市街化区域		用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種住居地域		
	建ぺい率	第一種低層住居専用地域50% 第二種住居地域 60%		容 積 率	第一種低層住居専用地域100% 第二種住居地域 200%		
	その他の制限	道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限、日影規制(二)(第一種低層住居専用地域)、日影規制(一)(第二種住居地域)、第一種高度地区、建築基準法22条区域					
所有権を制限する権利設定				なし			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容				
	道路後退の有無	無	負担の内容				
供給施設の 整備状況	供給施設		事業所名			電話番号	
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター			0120-995-001	
	上 水 道	可	千葉県企業局市川水道事務所松戸支所			047-368-6143	
	下 水 道	可	松戸市建設部下水道整備課			047-366-7361	
	ガ ス	可	京葉ガス㈱お客様コンタクトセンター			047-361-0211	
交通機関 (現地まで)	鉄 道	新京成電鉄線 常盤平駅の北方約1.9km 徒歩24分					
	バ ス	松戸新京成バス 貝の花停留所の南方約0.1km 徒歩1分					
公共施設 (現地から)	市 役 所	松戸市役所小金原支所			北東 方 約0.9km		
	小 学 校	市立貝の花小学校			東 方 約0.2km		
	中 学 校	市立栗ヶ沢中学校			南東 方 約0.9km		
参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)							
・本物件は、実測面積による売買である。							
・不動産登記記録上の地積は2,284m ² である。							

<ul style="list-style-type: none"> ・本地は概ね平坦である。 ・本地は、東側道路から約1.2m～2.2m高くなっており、南側道路から本地は0.2m～1.2m高くなっており、北側隣接地(13番1)より約0.3m低くなっている。 ・本地の東側には、高さ約1.8m～2.0mのコンクリート擁壁、高さ1.4mの鉄柵を設置している。 ・本地の南側には、高さ約0.5m～1.2mのコンクリート擁壁、高さ1.4mの鉄柵を設置している。 ・本地の西側には、進入路が2つあり、高さ1.4mのコンクリート塀を設置している。その他は、高さ約0.2m～0.4mのコンクリートブロック、高さ1.2mの鉄柵を設置している ・本地の北側には、高さ約0.9mのコンクリート擁壁、高さ1.2mの鉄柵を設置している
<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地(13番43)の枝葉が本地内に越境している。 ・隣接地(13番41)の鉄塔が本地内に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の進入口、駐車部分はアスファルト舗装、本地内の建物出入り口はコンクリートたたきとなっており、その他は草地となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内には、上水道、下水道及び都市ガスが引き込み済みである。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。 ・本地において、土壌汚染調査は実施していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の東側道路上には、東京電力パワーグリッド(株)所有の電柱が3本設置されている。 ・本地の南側道路上には、東京電力パワーグリッド(株)所有の電柱が2本設置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の東側道路上には、車両進入禁止の交通標識2本と一方通行の交通標識1本設置されている。 ・本地の南側道路上には、指定方向外進入禁止の交通標識が2本設置されている。 ・本地の西側道路上には、一方通行の交通標識1本設置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の西側の進入口には、カーブミラーが計4本設置されている。 ・本地内には、自転車置場、ポンプ室、受水槽、ゴミ置場、砂場、プランコ、集水桝等の工作物を多数設置している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地は、景観法による景観計画区域内に立地するため、一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく松戸市長への届出が必要となる。詳細については松戸市街づくり部都市計画課(TEL047-366-7372)へ確認すること。 ・本地において宅地開発事業を行う場合は、松戸市における宅地開発事業に関する条例に基づく所定の手続きが必要となる場合がある。詳細については松戸市街づくり部住宅政策課(047-366-7366)へ確認すること。 ・本地は建築基準法第86条の一団地認定を受けている。(認定年月日：昭和60年9月5日第一号)当認定に係わる取り消しや再認定等の手続きについては、詳細を松戸市建築審査課(TEL047-366-6800)に確認すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、上記及び別記「建物等の概要」のとおり建物、工作物等が設置されているが、本調書記載の有無にかかわらず、すべて現状有姿による引き渡しとする。 図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。 土地の開発等(建築を含む)に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法、各法律及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

別記 第2号様式

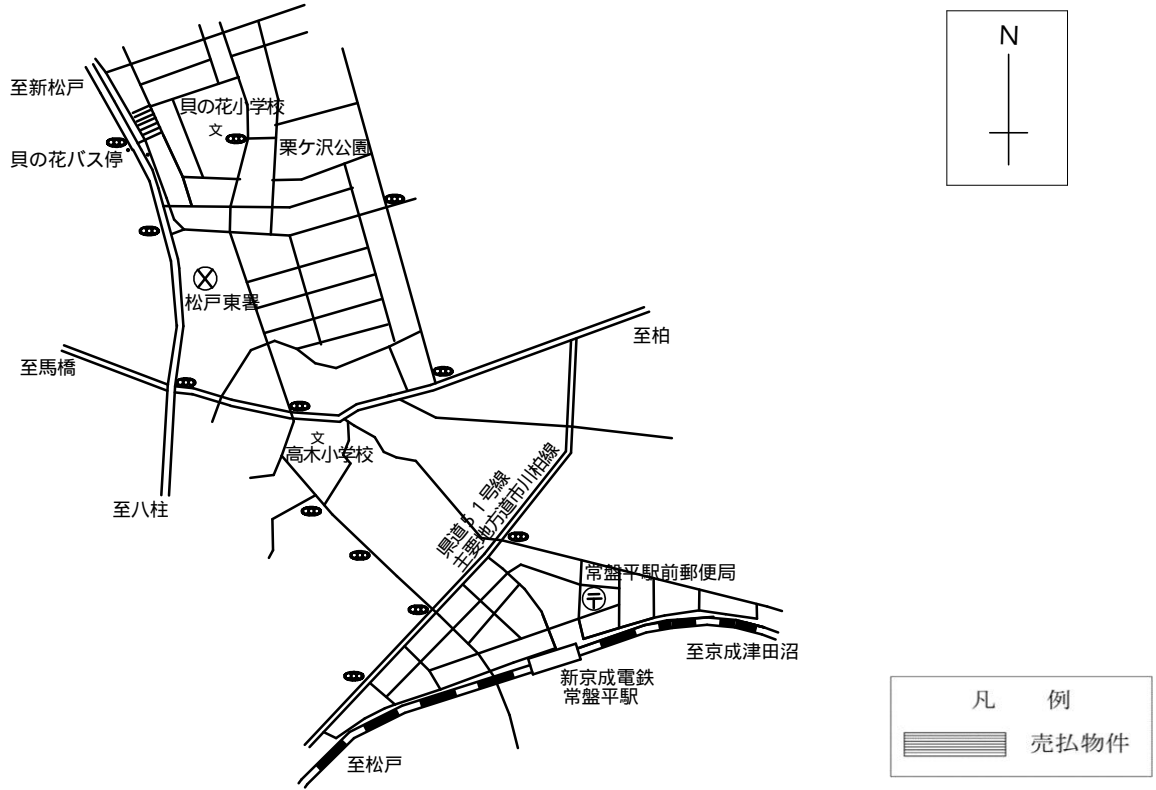
建物等の概要

所 在	千葉県松戸市小金原八丁目13番地2	千葉県松戸市小金原八丁目13番地2
家 屋 番 号	13番2の1	13番2の2
種 類	共同住宅	共同住宅
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床 面 積	1階 228.78m ² 2階 228.78m ² 3階 228.78m ² 延床面積 686.34m ²	1階 228.78m ² 2階 228.78m ² 3階 228.78m ² 延床面積 686.34m ²
建 築 時 期	昭和61年2月20日	昭和61年2月20日
間 取 り	1戸の部屋数 和室6帖(2)和室4.5帖、台所、浴室、洗面、便所、押入(4)、バルコニー 1階から3階まで同型 1フロア4戸形式 全12戸	1戸の部屋数 和室6帖(2)和室4.5帖、台所、浴室、洗面、便所、押入(4)、バルコニー 1階から3階まで同型 1フロア4戸形式 全12戸
附 属 建 物	種類 機械室 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 床面積 8.75m ² 建築時期 昭和61年2月20日	なし
そ の 他 の 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、主たる建物2棟及び附属建物1棟、駐輪場等の工作物及び建物に付帯する設備等付の物件である。 ・建物等の竣工図によると、建物等のための基礎杭を次の通り設置している。 建物(1号棟)PHCパイプ 450 L=22m 49本 建物(2号棟)PHCパイプ 450 L=22m 49本 受水槽 PHCパイプ 450 L=22m 4本 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先とする。 ・調査を実施したわけではないため、アスベスト含有建材等の使用については否定できない。 ・本物件については、耐震診断は実施していない。 ・PCBについては、令和5年度資産経営課現地調査により使用していないことを確認した。 ・本物件内には、浴槽、湯沸かし器等が多数残置されている。 ・解体撤去する場合には、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。 ・建物内の備品等も買い受け人の負担で適切に処理すること。特に特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく適切な処理を行うこと。 ・本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うこと。 	

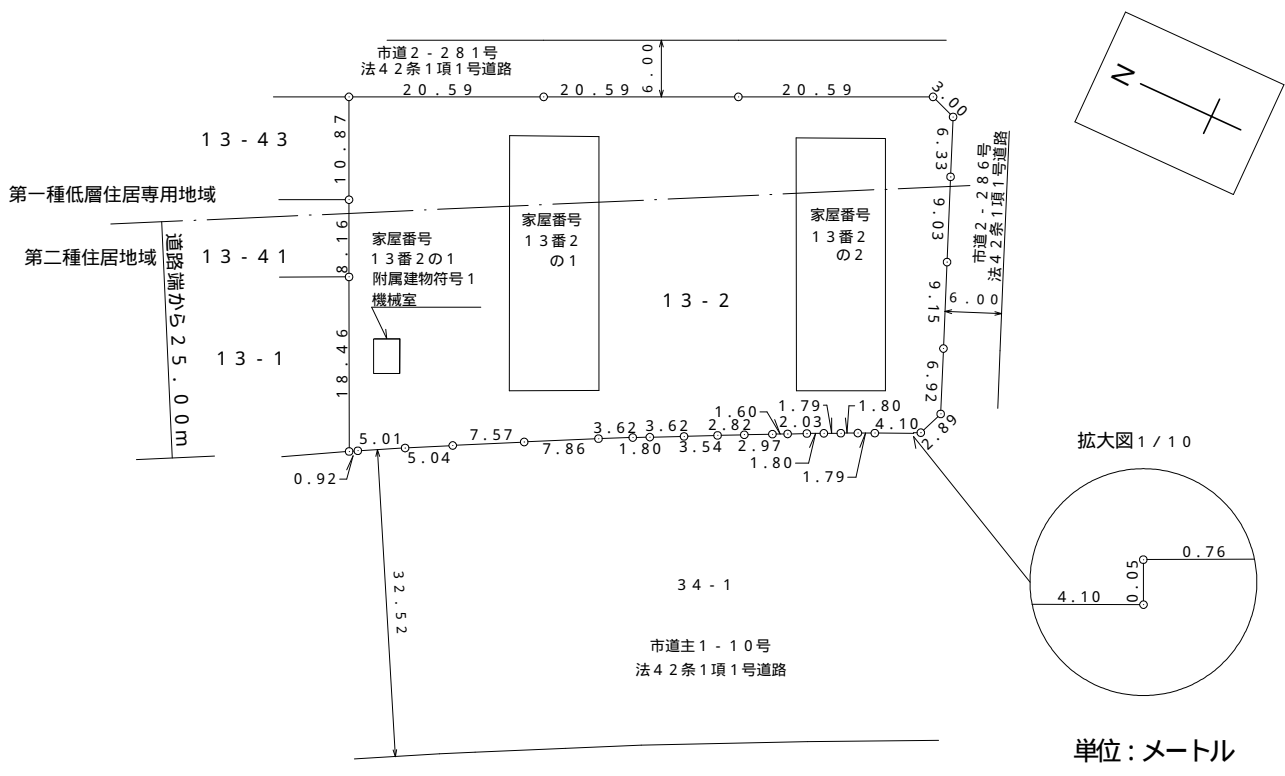
	<ul style="list-style-type: none">・本物件は新築より長期間が経過し、令和2年4月から未利用となっており、建物及び諸設備の劣化が著しいため、使用する場合は大規模な修繕等が必要となる場合がある。
	<ul style="list-style-type: none">・本物件については、建築時の設計図書等に基づき記載しているため、現況とは異なる可能性がある。
	<ul style="list-style-type: none">・図面その他記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先とする。

物件番号	5
------	---

案内図

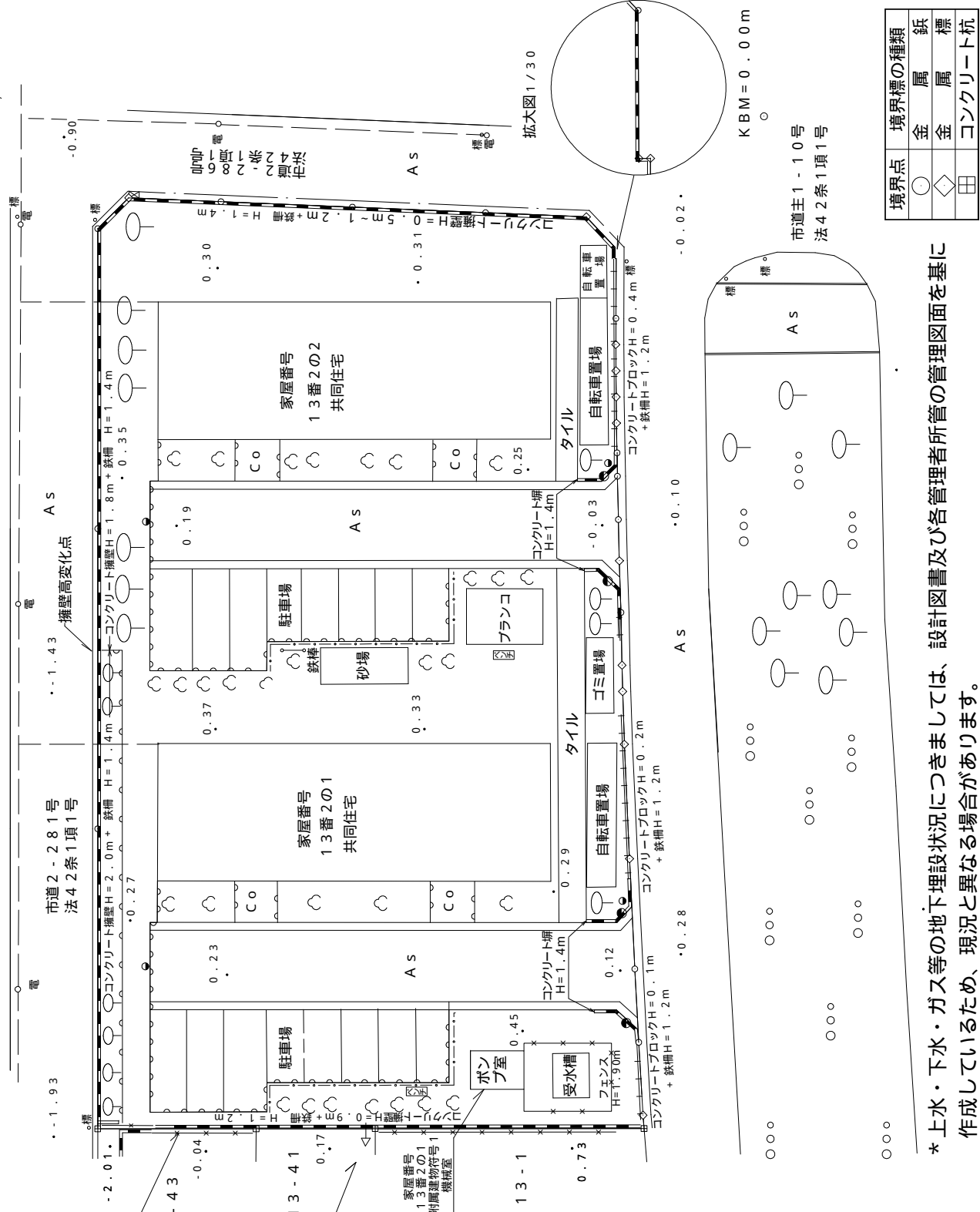


明細図



現況図 S = 1 / 4 0 0

所在 松戸市小金原八丁目13番2



境界点	境界標の種類
○	金属 鈿
◇	金属 標
田	コンクリート杭

凡	例
○ KBM=0.000 金属 鈿 天端	多角点及高さ
—○—	境界点及線
—	縁石
Co	コンクリートタタキ
AS	アスファルト舗装
—+—+—+—	コンクリート擁壁+鉄柵
—+—+—+—+—	コンクリートブロック+鉄柵
—	U字溝
—	L形側溝
●	電灯
○	カーブミラー
○○○	草地
○電	電柱
—	電線
○標	標識
○	植栽
○	樹木
—×—×—×—	鉄柵
—+—+—+—+—	ガードレール

隣接地の枝葉が本地内へ越境している

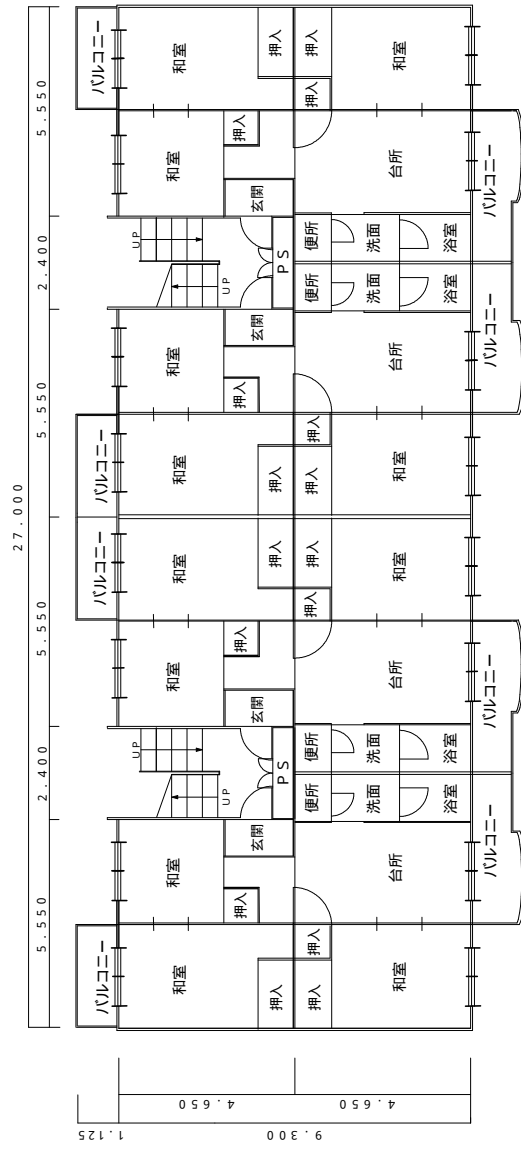
隣接地の鉄塔が本地内へ越境している

* 上水・下水・ガス等の地下埋設状況につきましては、設計図書及び各管理者所管の管理図面を基に作成しているため、現況と異なる場合があります。

家屋番号 13 - 2 - 1

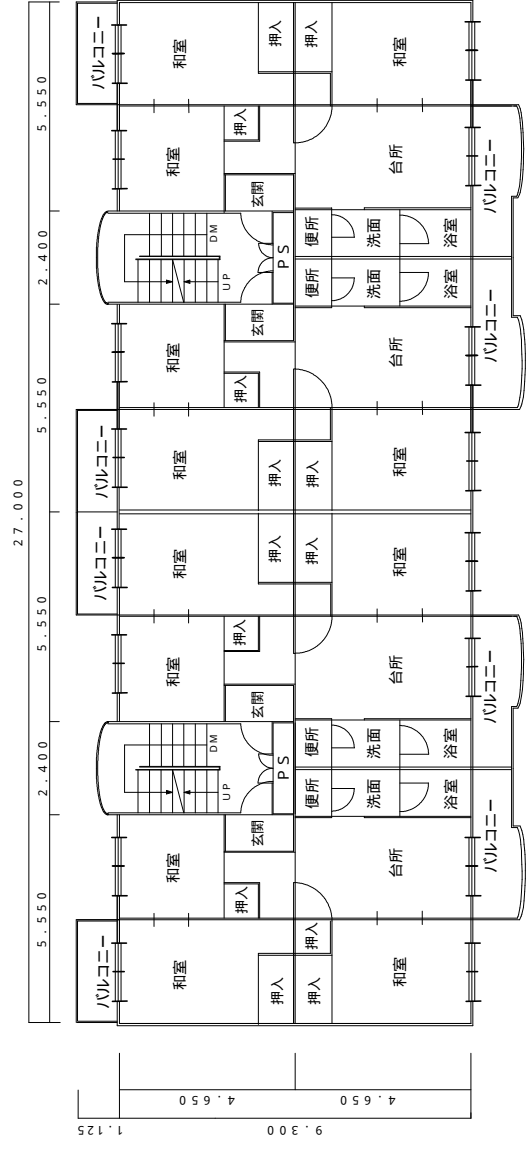
共同住宅 1階

S = 1 / 200



家屋番号 13 - 2 - 1

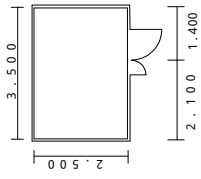
共同住宅 2階~3階



家屋番号 13 - 2 - 1

附属建物 符号 1 機械室 1階

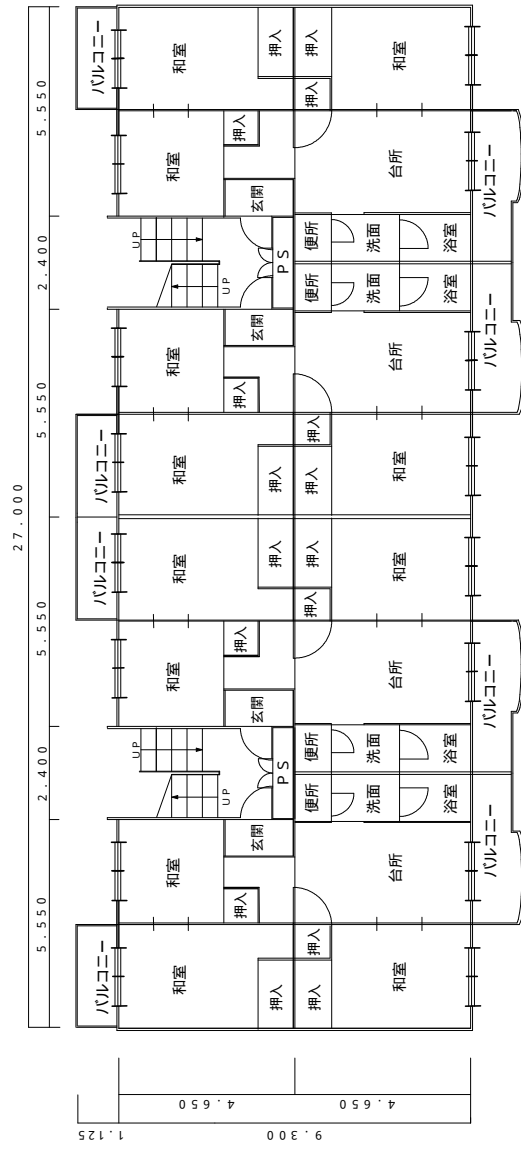
S = 1 / 200



家屋番号 13 - 2 - 2

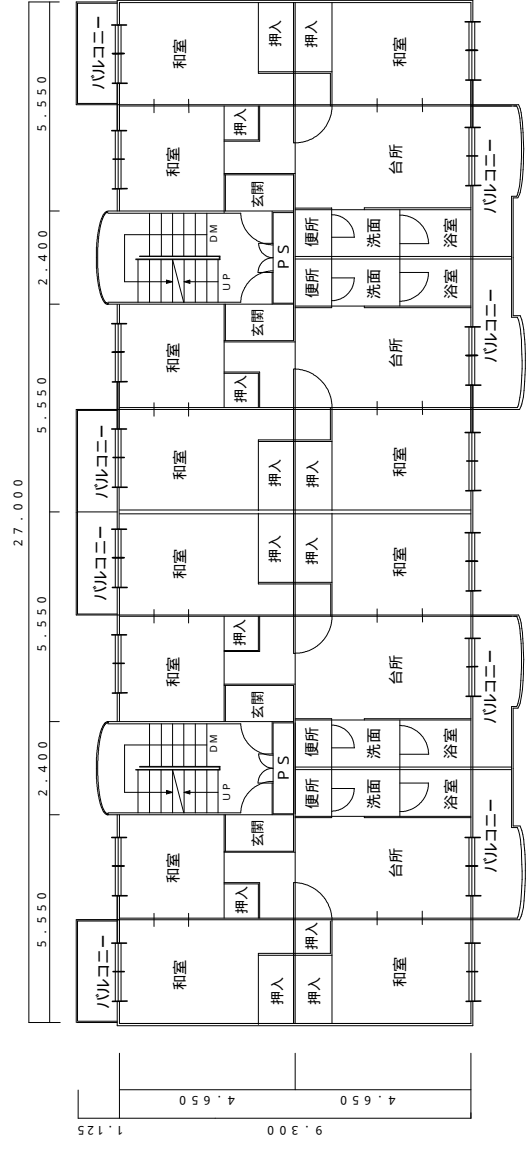
共同住宅 1階

S = 1 / 200



家屋番号 13 - 2 - 2

共同住宅 2階~3階



物 件 調 書

物件番号		6		権 利	所 有 権
所在地	千葉県船橋市習志野台五丁目20番13			地 目	宅地
住居表示	千葉県船橋市習志野台五丁目20番6号			形 状	明細図のとおり
面積	(実測面積) 937.59㎡		(登記地積) 937.59㎡		
接面道路の幅員及び構造	北東側で幅員約16.0m、北西側で幅員約6.0mの舗装市道に接面している。				
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	市街化区域	用途地域	第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制(一) 第一種高度地区(最高限)20m、建築基準法第22条区域			
所有権を制限する権利設定		無			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給施設の整備状況	供給施設		事業所名		電話番号
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター		0120-995-001
	上水道	可	千葉県営水道県水お客様センター		0570-001-245
	下水道	可	船橋市建設局下水道部下水道河川管理課		047-436-2620
	ガ ス	可	京葉ガス(株)供給ネットワーク部ネットワーク整備グループ		047-325-4525
交通機関(現地まで)	鉄 道	新京成電鉄・新京成線習志野駅の東方 約1.3km(徒歩17分)			
	バ ス	新京成電鉄・船橋新京成バス 北習志野団地入口停留所の北西方 約0.1km(徒歩2分)			
公共施設(現地から)	市 役 所	船橋市役所習志野台出張所		北西方 約1.5km	
	小 学 校	市立習志野台第二小学校		北方 約0.7km	
	中 学 校	市立習志野台中学校		北方 約0.8km	
参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)					
・本物件は、実測面積による売買である。					

・本地内の北東側は、接面道路より約0.9～1.1m高くなっており、中央に間口約5.0mのスロープ状の進入口がある。(なお、スロープの上部に鎖止用鉄柱が設置されており、車の侵入可能な幅は最大約2.7mである。)北西側は、接面道路が東方向へ下っているため、接面道路より最大約1.0m高くなっており、西端に間口約1.5mの門扉がある。南東側は、隣接地より約0.1m～1.0m高くなっている。南西側は、隣接地より約0.1m～0.4m低くなっている。

・本地は概ね平坦である。

・本地の北西側では、本地の排水管の一部が、道路に越境している。

・本地内の北西側道路沿いには、間口部分を除き、高さ約0.0m～1.5mのコンクリート擁壁及び高さ約0.8mのフェンスを、北東側道路沿いには、間口部分を除き、高さ約1.4m～1.5mのコンクリート擁壁及び高さ0.8mのフェンスを、本地内の南東側の外周沿いには高さ約1.1mのフェンスを、それぞれ設置している。

・本地の南東側には、隣接地(20番8及び20番2)の高さ約0.3m～1.8mのブロック塀が設置されている。

・本地の南西側には、隣接地(20番21)の高さ約0.3m～0.8mのブロック塀及び高さ約0.6m～0.8mのフェンスが設置されている。

・本地には、マンホール、量水器、集水桝、グレーチング側溝、鎖止用鉄柱、縁石等の工作物を多数設置している。

・本地内には、上下水道及び都市ガスが引込み済であるが、設計図書等の所在が確認出来ないため、配管状況は不明である。

・本地の北東側接面道路には、信号機が1本、自転車巻き込み注意の道路標識が1本、安全ポールが4本、街路樹が2本設置されている。

・本地において宅地開発事業を行う場合は、船橋市宅地開発事業に関する要綱に基づく所定の手続きが必要となる場合がある。詳細については、船橋市建設局建築部宅地課(電話:047-436-2690)へ確認すること。

・本地において、船橋市ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱の適用対象となる建物を建築する場合は、同指導要綱に基づく所定の手続きが必要となる。詳細については、船橋市建設局建築部宅地課(電話:047-436-2695)へ確認すること。

・本地の一部は、船橋市ハザードマップによる浸水想定区域(水の深さが～0.5mの区域)に含まれている。詳細については、船橋市市長公室危機管理課(電話:047-436-2037)へ確認すること。

・本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。

・本地において、土壌汚染調査は実施していない。

・本地は景観法による景観計画区域内に立地するため、一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく船橋市長への届出が必要となる。詳細については、船橋市建設局都市計画部都市計画課(TEL 047-436-2524)へ確認すること。

- ・ 本地の北西側接面道路には、習志野みゆき町会が管理する防犯灯が1ヶ所、北東側接面道路には、習志野台5丁目町会が管理する防犯灯が2ヶ所、電柱に設置されている。
- ・ 本物件は、上記及び別記「建物の概要」のとおり建物、工作物等が設置されているが、本調書記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡しとする。
- ・ 図面その他の記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。
- ・ 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

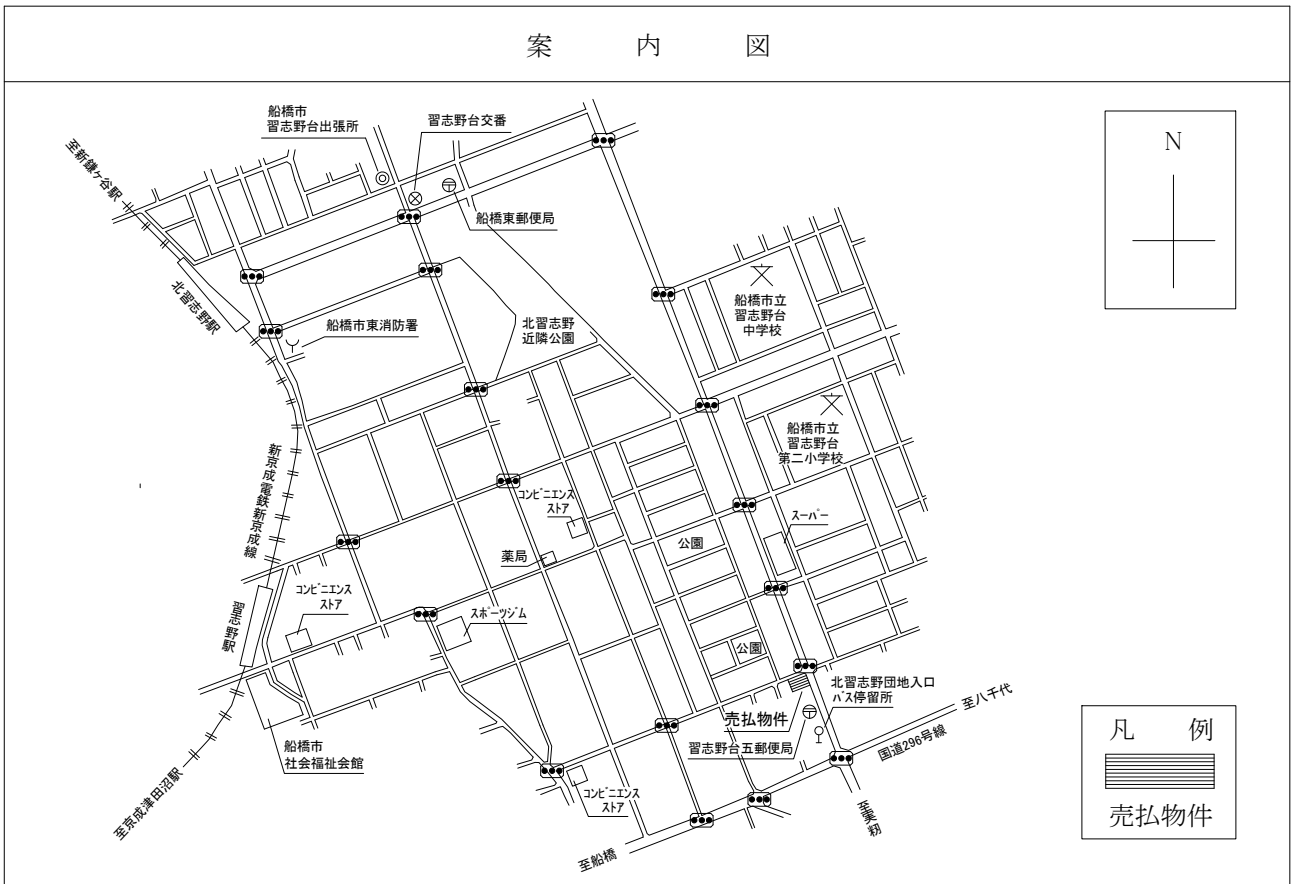
別記 第2号様式

建物等の概要

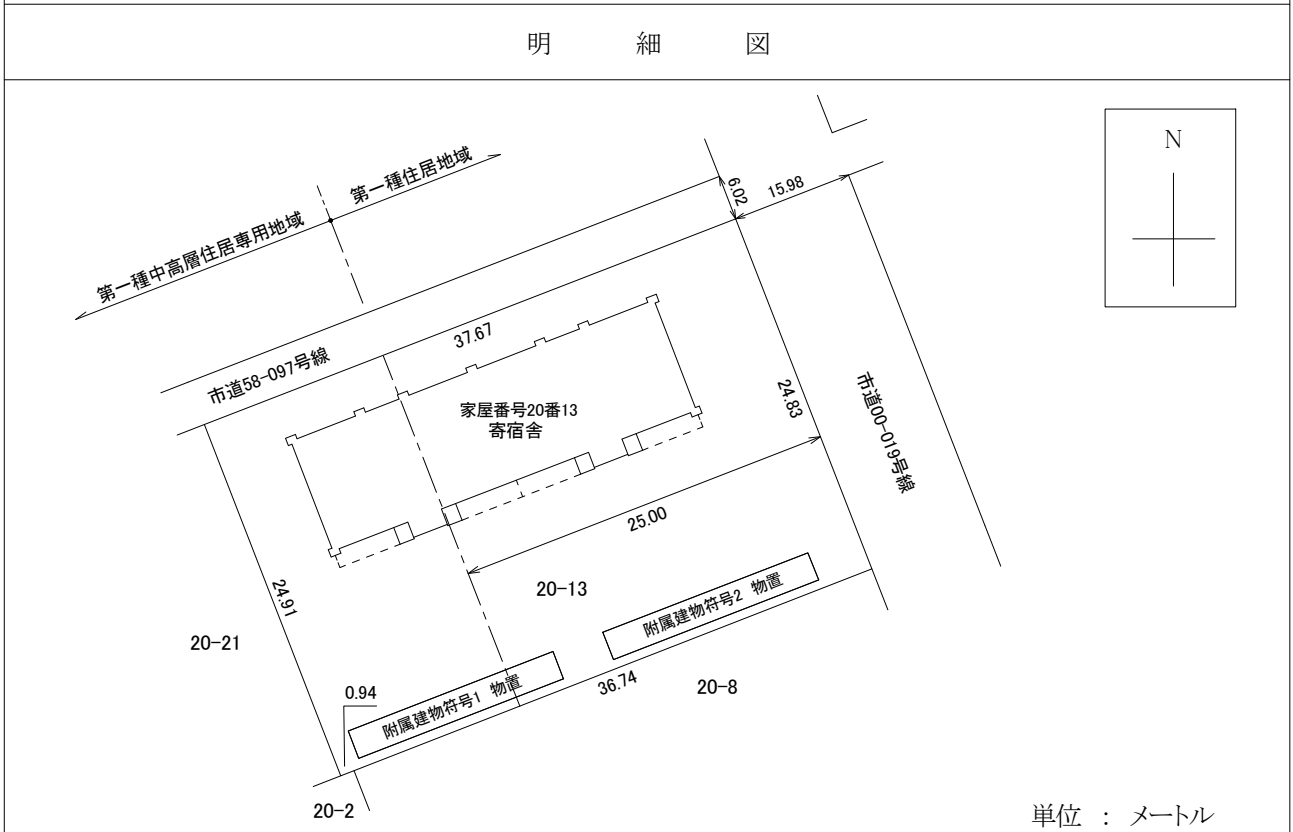
所 在	千葉県船橋市習志野台五丁目20番地13
家 屋 番 号	20番13
種 類	寄宿舍
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床 面 積	1階 179.16m ² 2階 179.16m ² 3階 179.16m ² 4階 179.16m ² 延床面積 716.64m ²
建 築 時 期	昭和43年11月17日新築
間 取 り	1戸の部屋数 和室6帖、和室4.5帖、和室3帖、台所、洗面所、浴室、便所、玄関、 押入(2)、ベランダ、物入 1階から4階同型 1フロア4戸形式 全16戸
附 属 建 物	符号1 物置 ブロック造スレートぶき平家建 25.92m ² 新築年月日不詳 符号2 物置 ブロック造スレートぶき平家建 25.92m ² 新築年月日不詳
そ の 他 の 事 特 記	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、主たる建物1棟、附属建物2棟及び建物に付帯する諸設備等付きの物件である。 ・アスベストについては、調査を実施したわけではないため、アスベスト含有建材等の使用については否定できない。 ・本物件については、耐震診断は実施していない。 ・PCBについては、令和6年度資産経営課現地調査により、使用していないことを確認した。 ・本物件内には、浴槽、風呂釜、照明器具、棚等が多数残置されている。 ・本物件は新築から長期間が経過しており、また、平成30年5月から未利用となっており、建物及び諸設備の劣化が進んでいるため、使用する場合は大規模な改修等が必要となる場合がある。 ・本物件については、建築時の竣工図等の所在が不明であり、本書及び建物平面図は実測により記載している。 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先する。 ・解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。

	<ul style="list-style-type: none">・ 建物内の備品等も買受人の負担で適切に処理すること。特に、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適切な処理を行うこと。・ 本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うこと。
--	--

案 内 図

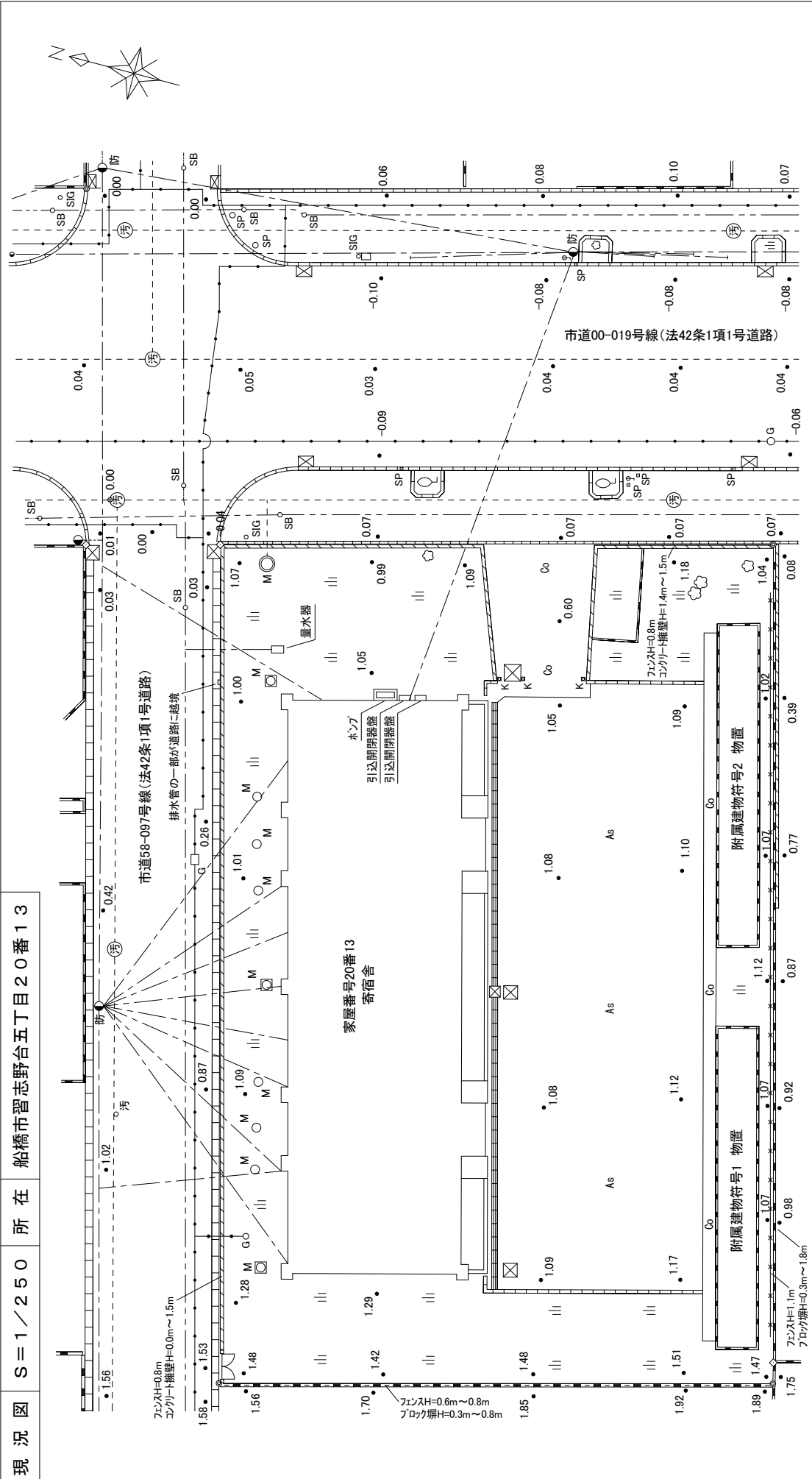


明 細 図



単位：メートル

現況図 S=1/250 所在 船橋市習志野台五丁目20番13



構造物等凡例		電線・電話線等			
As	アスファルト	○◎□M	マンホール	—	電線・電話線等
Co	コンクリートたき	○SB	仕切弁	—	上水道
山	草地	○□SP	安全ポール	—	下水管・雨水管
○	汚水マンホール	○SIG	番号機支柱	—	ガス管
○	雨水マンホール	□K	鎮上用鉄柱	—	電柱・支線
○□G	ガスマンホール	—	アロク塀	—	道路規制標識
⊕	集水枦	—	アロク塀、フェンス	—	樹木・切株
		—	フェンス	—	
		—	コンクリート縁石	—	
		—	コンクリート擁壁、フェンス	—	
		—	クレチング側溝	—	
		—	蓋付U字側溝	—	
		—	電柱	—	
		—	電柱、防犯灯設置	—	

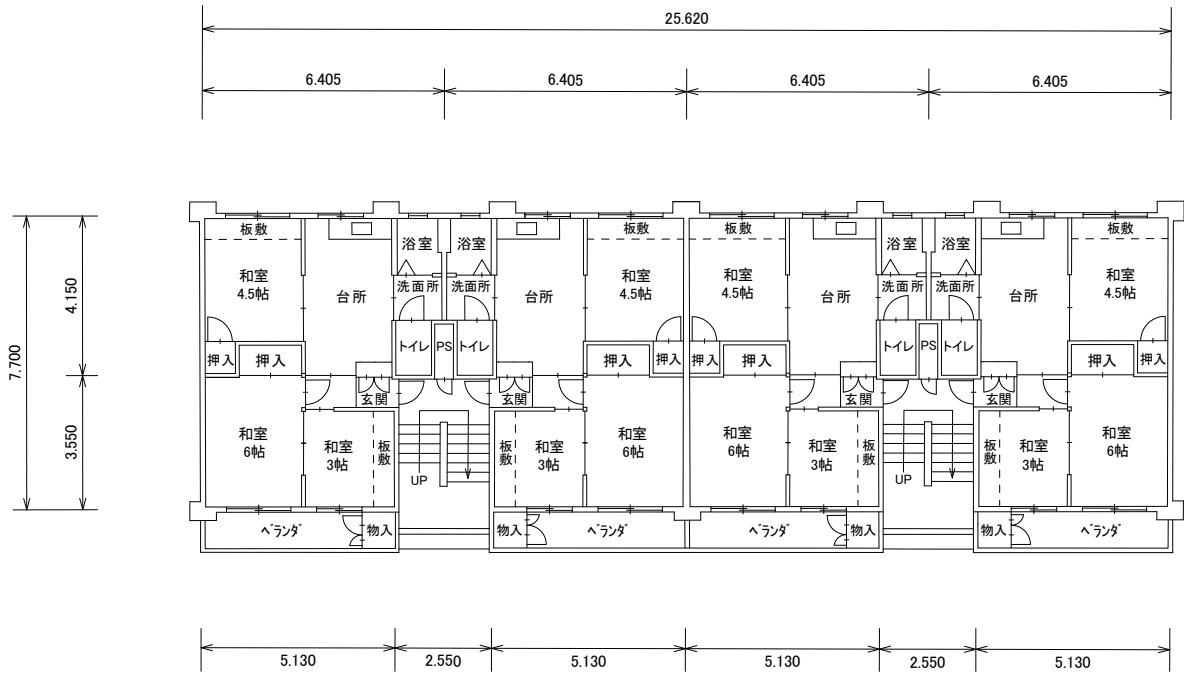
境界線の種類	
◎	コンクリート杭
◇	金属標
⊕	基準点

※ 上水、下水、ガス管等の地下埋設状況は、各管理者の管理図面を基に作成しているため、現況と異なる場合があります。

家屋番号 20番13

寄宿舎 1階 平面図

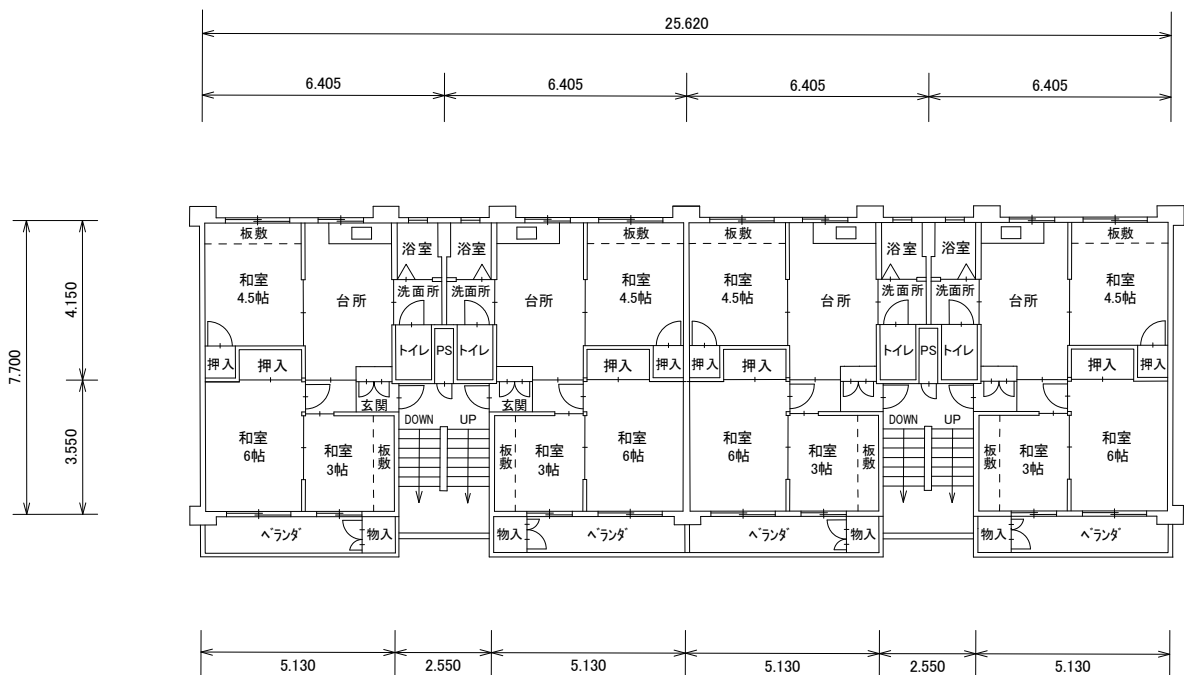
縮尺 1:200



家屋番号 20番13

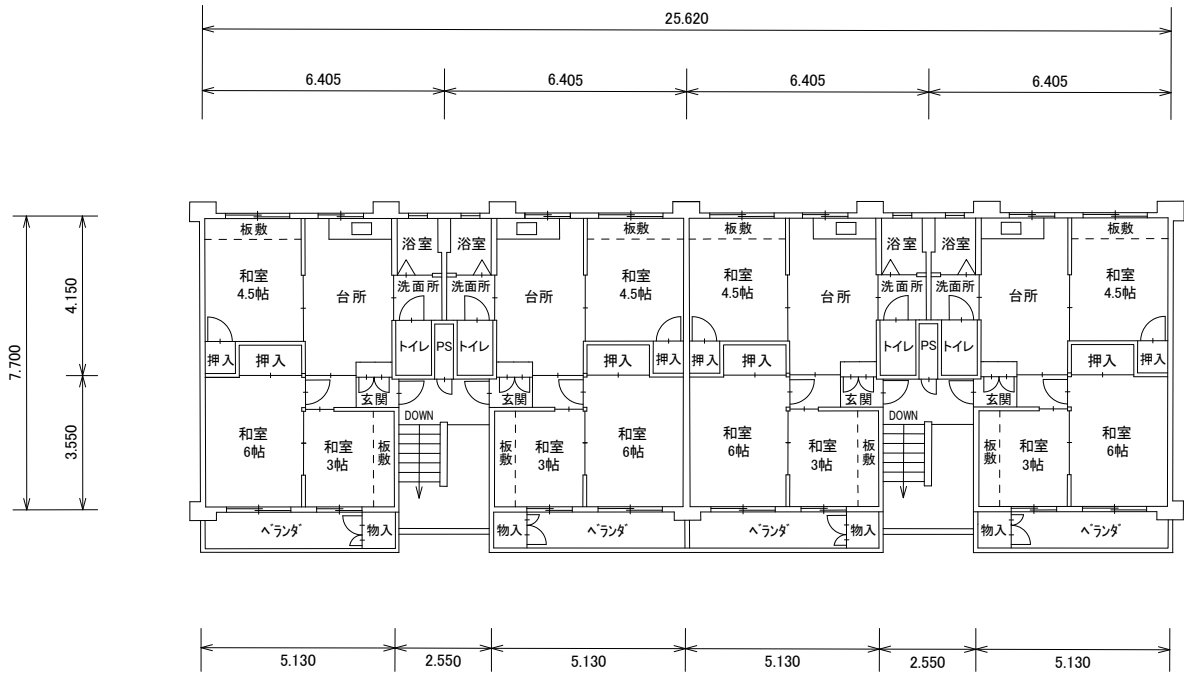
寄宿舎 2階・3階 平面図

縮尺 1:200



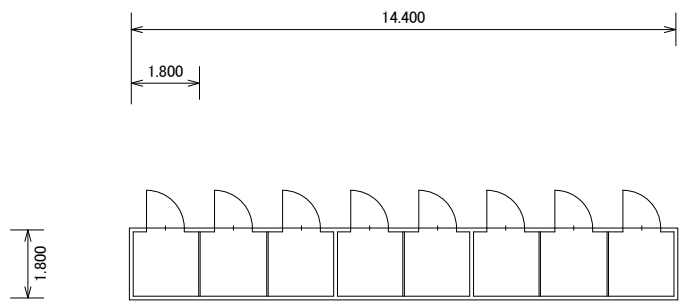
家屋番号	20番13
寄宿舎	4階 平面図

縮尺 1:200



家屋番号	20番13 附属建物 符号1・符号2
物置	平面図

縮尺 1:200



物 件 調 書

物件番号		7		権 利	所 有 権
所在地	千葉県船橋市習志野台八丁目1983番132			地 目	原野
住居表示	千葉県船橋市習志野台八丁目44番1号			形 状	明細図のとおり
面 積	(実測面積)	1388.67㎡	(登記地積)	1388㎡	
接面道路の幅員及び構造	南東側で幅員約7.8mの舗装市道に接面している。				
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	市街化区域		用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%		容 積 率	200%
	その他の制限	第一種高度地区(最高限)20m、建築基準法第22条区域、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制			
所有権を制限する権利設定		無			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給施設の整備状況	供給施設		事業所名		電話番号
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター		0120-995-001
	上 水 道	可	千葉県営水道県水お客様センター		0570-001-245
	下 水 道	可	船橋市建設局下水道河川管理課		047-436-2620
	ガ ス	可	京葉ガス(株)供給ネットワーク部ネットワーク整備グループ		047-325-4525
交通機関 (現地まで)	鉄 道	東葉高速鉄道船橋日大前駅の南方 約1.3km(徒歩17分)			
	バ ス	船橋新京成バス車検場前停留所の北方 約0.5km(徒歩6分)			
公共施設 (現地から)	市 役 所	船橋市役所習志野台出張所		北東方 約2.0km	
	小 学 校	市立習志野台第二小学校		東方 約0.9km	
	中 学 校	市立習志野台中学校		東方 約1.0km	
参 考 事 項 (物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)					
・本物件は、実測面積による売買である。					
・不動産登記記録上の地積は1388㎡(実測1388.67㎡)である。					
・本地は北東側北側隣接地より約0.3m~1.0m低くなっている。					
・本地は北西側隣接地より約1.5m、南西側隣接地より約0.0m~1.5m高くなっている。					
・本地は南東側道路より約0.0m~0.3m低くなっており南東側に間口約4.5mの進入口がある。					

<ul style="list-style-type: none"> ・本地内は北西側及び南西側から北東側に向かって約0.6m高くなっており、北西側には中心に向かって最大で約0.9m高くなっている法面がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の北側及び北東側には、コンクリート擁壁0.3m～1.5m+ネットフェンス0.9mを設置している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の南東側には、進入路を除いて、ブロック塀0.4m～0.7m+メッシュフェンス1.5mを設置している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の南側から北西側には、コンクリート擁壁0.6m～1.5mを設置している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の北側から北東側では、隣接地(1983番6、同番48)の樹木の枝葉の一部が本地内に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の南東側では、隣接地(市道)の樹の一部が本地内に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の北側では、隣接地(1083番27)の角パイプフェンス基礎の一部が本地内に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の南西側では、本地内の擁壁及び枝葉の一部が隣接地(1983番27)に越境している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の北西側及び南西側にはNTT東日本所有の電柱及び支線が各1本設置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内の南東側にはソフトバンク所有の携帯電話アンテナが1本設置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の北西側及び南東側では、電線が上空を通過している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内はアスファルト舗装となっているが、南西側から北西側までの一部が草地となっており、南西側の一部には防草シートが張られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内には、多数の切株がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内には、防犯灯(3基)、駐輪場(3基)、集水桝、汚水桝、雨水桝、量水器、止水栓、ガス栓等の工作物を多数設置している。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の南東側道路上には、東京電力パワーグリッド所有の電柱が1本、船橋東警察署所有の道路標識が1基設置されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地内には、上水道及び都市ガスが引込済である。
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の給水管、汚水管、ガス管、雨水管、建物基礎杭等の設計図書、竣工図等の所在が不明であるため、建築当時の地中の埋設状況が不明である。
<ul style="list-style-type: none"> ・本地の汚水管は隣接地(1983番27)の汚水桝へ接続されていたが、令和5年に行った修繕により、本地内に伸びたL型擁壁の底版部分で分断された。
<p>このため、本地の一部と隣接地(1983番27)にまたがって、分断された汚水管が残置されている。</p>
<p>なお、この残置された汚水管については、敷地境界を境に本地側は本地の所有、隣接地側は隣接</p>

地所有となる。

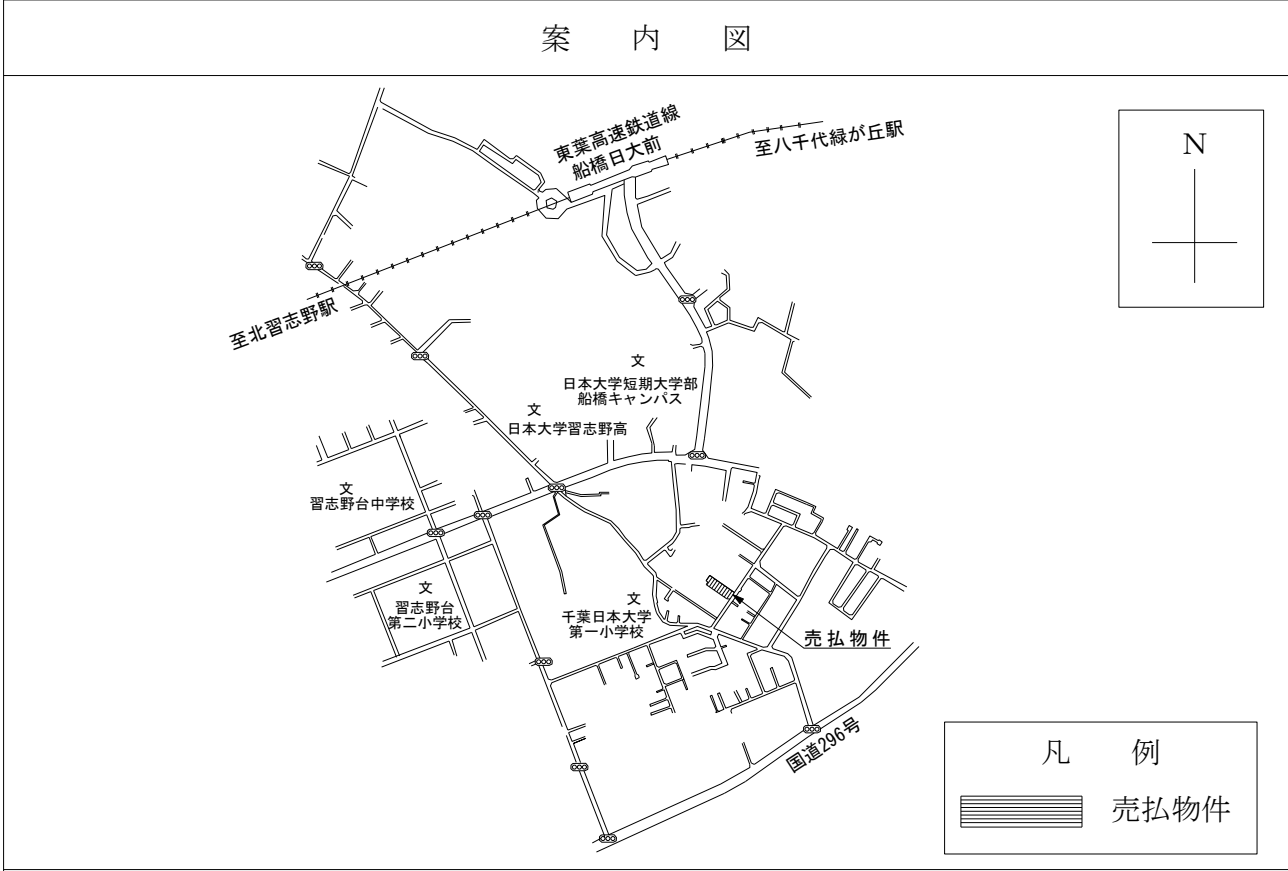
- ・ 本地の雨水管は、前面市道に埋設された所有者不明の私設管に接続している可能性がある。利用にあたり所有者に対する負担等が必要になる場合がある。
- ・ 本地において宅地開発事業を行う場合は、船橋市開発事業における事前協議の手続等に関する条例に基づく所定の手続きが必要となる場合がある。詳細については船橋市建設局建築部宅地課（電話：047-436-2690）へ確認すること。
- ・ 本地において、船橋市ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱の適用対象となる建物を建築する場合は、同指導要綱に基づく所定の手続きが必要となる。詳細については、船橋市建設局建築部宅地課（電話：047-436-2695）へ確認すること。
- ・ 本地の一部は、船橋市ハザードマップによる浸水想定区域（水の深さが～0.5mの区域）に含まれている。詳細については、船橋市市長公室危機管理課（電話：047-436-2037）へ確認すること。
- ・ 本地は景観法による景観計画区域内に立地するため、一定規模以上の建築物や工作物の建築等を行う場合は、同法に基づく船橋市長への届出が必要となる。詳細については、船橋市建設局都市計画部都市計画課（電話：047-436-2527）へ確認すること。
- ・ 本地において、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。
- ・ 本地において、土壌汚染調査は実施していない。
- ・ 本物件は、上記及び別記「建物等の概要」のとおり建物、工作物等が設置されているが、本調書記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡しとする。
- ・ 図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。
- ・ 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。

別記 第2号様式

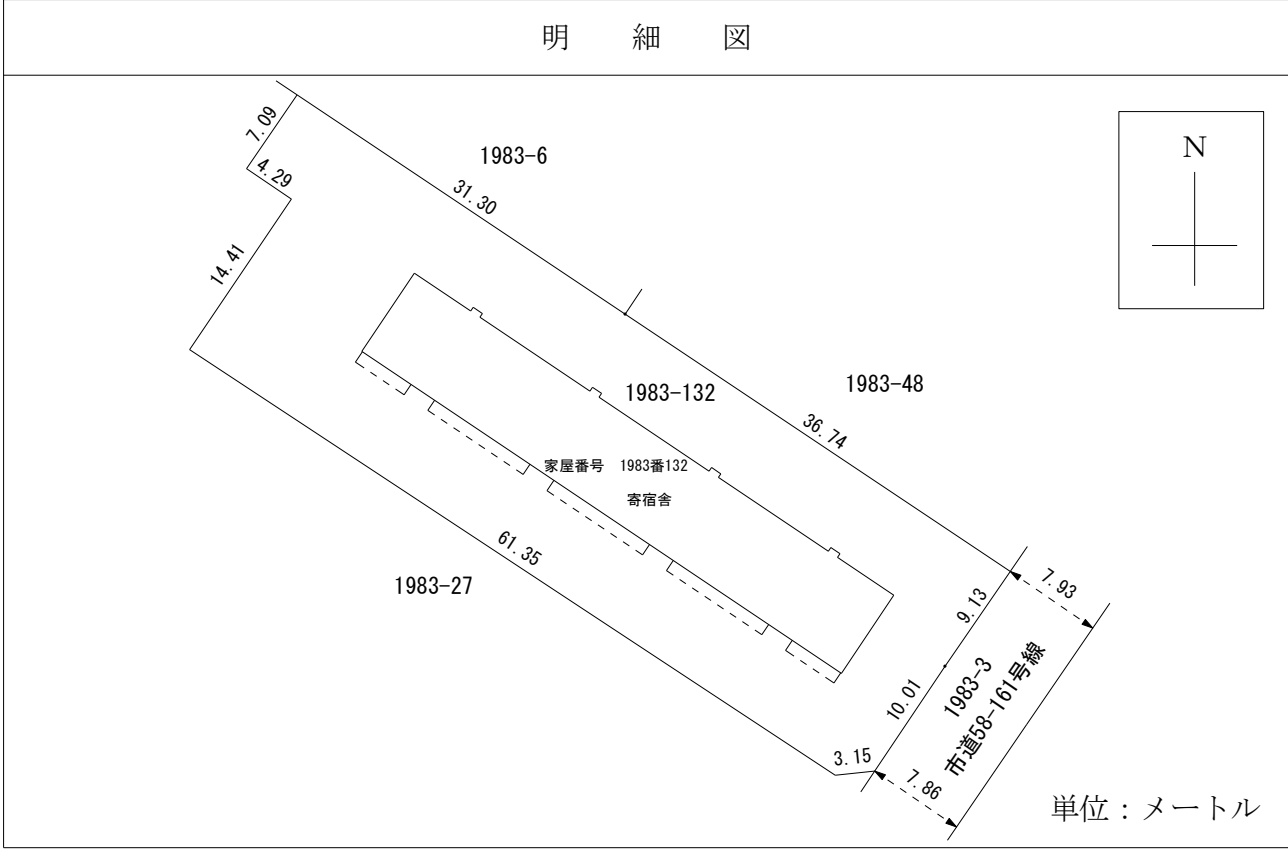
建物等の概要

所 在	船橋市習志野台八丁目1983番地132
家 屋 番 号	1983番132
種 類	寄宿舍
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
床 面 積	1階 307.06m ² 2階 307.06m ² 3階 307.06m ² 4階 307.06m ² 延床面積 1228.24m ²
建 築 時 期	昭和45年2月28日 新築
間 取 り	1戸の部屋数 和室6帖、和室4.5帖、和室3帖、台所、浴室、便所、玄関、廊下、ベランダ 1階から4階同型 1フロア8戸形式 全32戸
附 属 建 物	無
そ の 他 の 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は主たる建物1棟、駐輪場等の工作物及び建物に付帯する設備等付きの物件である。 ・駐輪場については周壁が無く、登記対象外である。 ・建物等について厳密な調査をしたわけではないため、アスベスト含有建材等の使用についても否定できない。 ・PCBについては、令和6年度資産経営課現地調査により、使用していないことを確認した。 ・本件については、耐震診断は実施していない。 ・新築より長期間経過し、また令和3年3月末より閉鎖され、建物の劣化が進んでいるため、使用する場合は大規模な修繕等が必要と思われる。 ・本物件については、建築時の竣工図等の所在が不明であり、本書及び建物平面図は実測により記載している。 ・本物件内には、浴槽、湯沸かし器、照明器具等が多数残置されている。 ・図面その他記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先する。 ・解体撤去をする場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届け出が必要になるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられる。 ・建物内の備品等も、買受人の負担で適正に処理すること。特に、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適正な処理を行うこと。 ・本物件に含まれる建物・工作物及び建物に付帯する諸設備が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全確保については、自らの負担において行うこと。

案内図

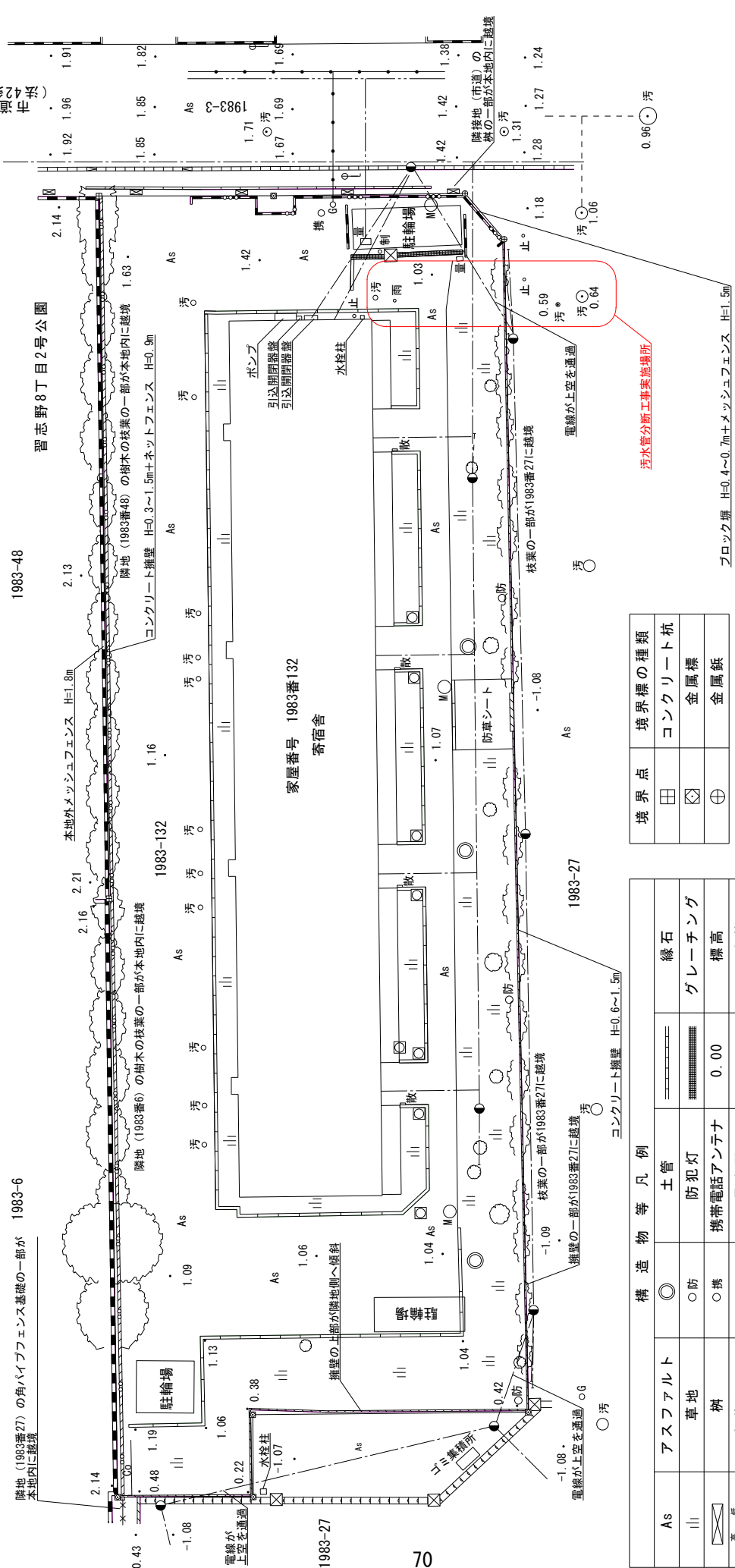


明細図



単位：メートル

現況図 S=1/300
所在 船橋市習志野台八丁目1983番132



構造物等凡例	
As	アスファルト
山	草
高	歩道切下
電線	電線
汚	汚水マンホール
雨	雨水マンホール
M	マンホール(未分類)
G	ガスマンホール
止	止水栓・止水弁
制	制水弁
○汚	マンホール
○防	土管
○携	防犯灯
量	携帯電話アンテナ
散	量水器
●	散水栓
—	電柱
—	電柱支線
—	道路標識
○	切株
****	角パイプフェンス
—	コンクリート擁壁
—	ブロック塀
—	緑石
—	グレーチング
0.00	標高
—	下水管
—	ガス管
—	上水管
○	コンクリート
—	側溝
—	ネットフェンス
—	メッシュフェンス

境界点	境界標の種類
田	コンクリート杭
☒	金属標
⊕	金属釘

※ 上水、下水、ガス管等の地下埋設状況は、各管理者の管理図面を基に作成しているため、現況と異なる場合があります。

汚水管分断工事実施場所

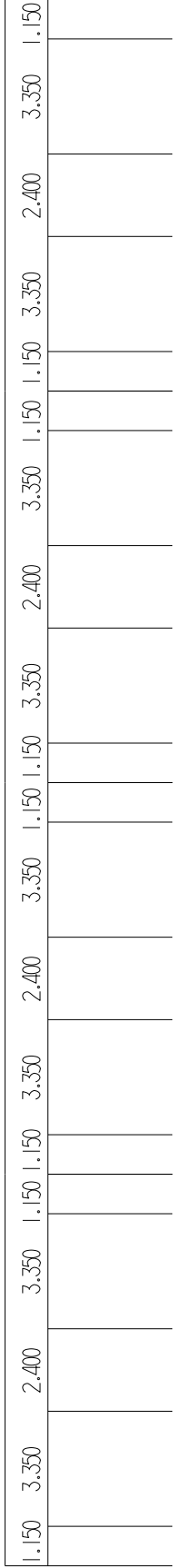
ブロック塀 H=0.4~0.7m+メッシュフェンス H=1.5m

汚
0.00

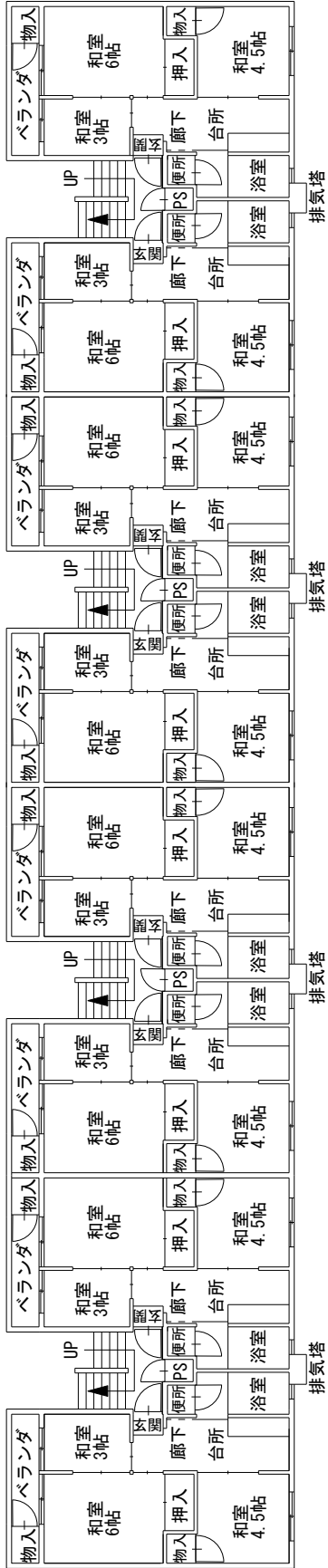
家屋番号	1983番132
寄宿舎	1階 平面図

縮尺 1/200

45.600



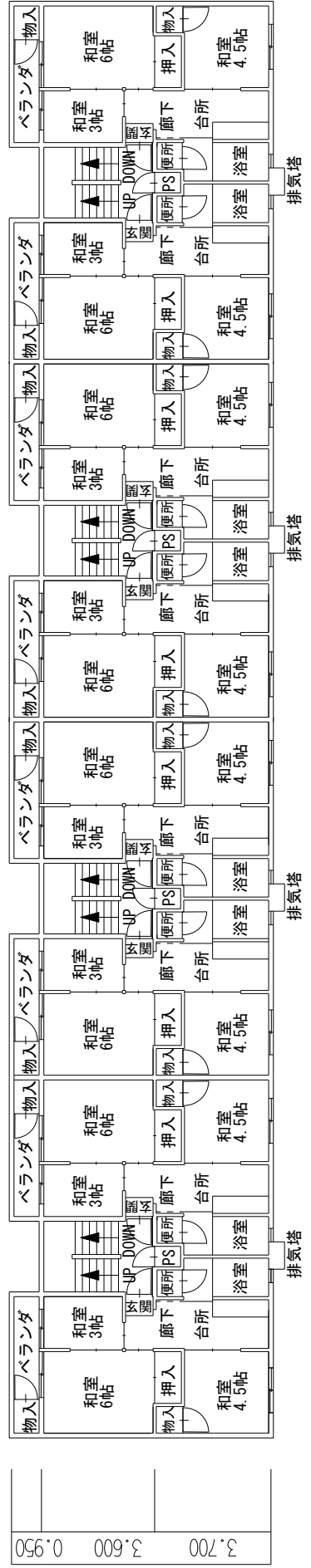
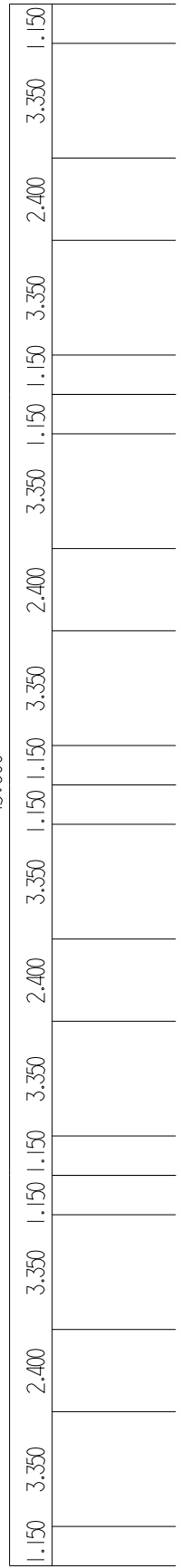
3.700	3.600	0.950
8.250		



家屋番号 1983番132
 寄宿舎

2階・3階平面図
 縮尺 1/200

45.600



家屋番号 1983番132
 4階 平面図
 寄宿舍

縮尺 1/200

45.600

